

令和 7 年笛吹市議会

第 3 回定例会議案

笛 吹 市

目 次

報告第5号	令和6年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
議案第65号	笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第66号	笛吹市職員給与条例の一部改正について
議案第67号	笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第68号	笛吹市健康増進施設条例の一部改正について
議案第69号	笛吹市学童保育室条例の一部改正について
議案第70号	笛吹市水道事業給水条例の一部改正について
議案第71号	笛吹市下水道条例の一部改正について
議案第72号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について
議案第73号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第74号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第75号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第76号	令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
議案第77号	令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
議案第78号	令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第79号	令和7年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第80号	令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

議案第81号	令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第82号	令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第83号	令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第84号	令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第85号	令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第86号	令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第87号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第88号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第89号	令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第90号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第91号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第92号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第93号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第94号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第95号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第96号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第97号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第98号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第100号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第101号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第102号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第103号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第104号	令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について
議案第105号	令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
議案第106号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
議案第107号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
議案第108号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について
議案第109号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))
議案第110号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))
議案第111号	変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))
議案第112号	動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))
議案第113号	市道廃止について

令和 7 年笛吹市議会第 3 回定例会会期日程

○会 期：令和 7 年 9 月 2 日（火）～9 月 26 日（金）

25 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8 月 25 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
9 月 2 日	火	本 会 議	午後 1 時 30 分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
3 日	水	休 会		
4 日	木	休 会		
5 日	金	休 会		
6 日	土	休 会		
7 日	日	休 会		
8 日	月	休 会		
9 日	火	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び代表質問
10 日	水	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
11 日	木	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 （予備日）
12 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
13 日	土	休 会		
14 日	日	休 会		
15 日	月	休 会		
16 日	火	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
17 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
18 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
19 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
20 日	土	休 会		
21 日	日	休 会		
22 日	月	休 会		(常任委員会予備日)
23 日	火	休 会		
24 日	水	休 会		
25 日	木	休 会		
26 日	金	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・委員会の審査報告・討論・採決

令和7年9月2日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 5 号

令和 6 年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見書を付して報告する。

令和6年度決算に基づく

健全化判断比率の状況（健全化法第3条）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.5	—
早期健全化基準	12.50	17.50	25.0	350.0

公営企業経営健全化の状況（健全化法第22条）

（単位：％）

公営企業	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
市営春日居地区温泉給湯事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水特別会計	—	

笛 監 委 第 6 4 号
令和 7 年 8 月 2 2 日

笛吹市長 山 下 政 樹 様

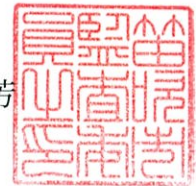
笛吹市監査委員 曾 根 哲 哉



笛吹市監査委員 蒔 田 峰 雄



笛吹市監査委員 古 屋 始 芳



令和 6 年度財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 2 2 条の規定により審査に付された令和 6 年度財政健全化判断比率等について、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和 6 年 度

財政健全化判断比率等
審 査 意 見 書

笛吹市監査委員

1 審査の対象

令和6年度の決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率。

2 審査の期間

令和7年8月5日

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかに着目し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

(1) 審査意見

審査に付された下記の比率については、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	12.50 %	(実質収支比率) (10.47%)
② 連結実質赤字比率	— %	17.50 %	(連結実質収支比率) (26.91%)
③ 実質公債費比率	7.5 %	25.0 %	
④ 将来負担比率	— %	350.0 %	
⑤ 資金不足比率	— %	(経営健全化基準) 20.0 %	

※赤字でない時は「—」と表記

① 実質赤字比率について

令和6年度は、実質収支比率が10.47%と黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする実質赤字比率の基準は12.50%である。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度は、連結実質収支比率が26.91%と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする連結実質赤字比率の基準は、17.50%である。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は7.5%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

将来負担額から充当可能財源等を引いた「将来負担すべき実質的な債務」は、数値がマイナスとなることから、将来負担比率は算出されない。早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準は350.0%である。

⑤ 資金不足比率について

算定基礎となる公営企業会計が黒字であるため、資金不足比率は算定されない。経営の健全化を必要とする経営健全化基準は20.0%である。

(2) 是正改善を要する事項

令和6年度における健全化判断比率等は早期健全化基準及び経営健全化基準の範囲内であるが、引き続き全国類似都市の各比率平均値等を常に注視しながら施策に取り組まれない。

今後も健全な財政基盤の確立のため、県内他市の財政指標及び財政運営を参考とし、長期的な視点で歳入と歳出のバランスを図りながら、財政運営が推進されるよう望むものである。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(平成十九年六月二十二日)

(法律第九十四号)

《抜粋》

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

《以下略》

(平二九法五四・一部改正)

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

《以下略》

議案第 65 号

笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間
、休暇等に関する条例の一部改正について

笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間
、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 43 号)
の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く。」を「除く。)」に改める。

第 18 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 18 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。))の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 18 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 18 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 19 条第 1 項中「除く。)が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 20 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 20 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 16 条の 2 第 1 項」を「第 16 条の 3 第 1 項」に改める。

第 16 条の 3 を第 16 条の 4 とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 3 とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 16 条の 2 任命権者は、笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 43 号)第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条

の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 笛吹市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の笛吹市職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」

と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成16年笛吹市条例第43号)新旧対照表

改正案	現行
(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数 _____ を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____ を除く。) (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は</u> _____ _____ _____ _____, 30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により職員の育児休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該職員の育児休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (<u>以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)</u>を除く。) (<u>部分休業</u>の承認) 第18条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、</u>30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により職員の育児休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該職員の育児休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

〔新設〕

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、笛吹市職員給与条例第3条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条

[新設]

[新設]

[新設]

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、笛吹市職員給与条例第3条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条

例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

【第2条関係】 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年笛吹市条例第42号)新旧対照表

改正案	現行
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第16条の2 任命権者は、笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成16年笛吹市条例第43号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号にお</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) 〔新設〕

いて「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 笛吹市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事

項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の**請求等**

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の**申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)**

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 (略)

議案第 66 号

笛吹市職員給与条例の一部改正について

笛吹市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市職員給与条例の一部を改正する条例

笛吹市職員給与条例(平成 16 年笛吹市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 5 号中「任意共済の保険料及び」を削り、同条第 7 号中「償還金」を「保険料」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (9) 全国市長会の任意共済の保険料
- (10) 職員が通勤のために使用する市営駐車場に係る使用料
- (11) 前各号に定めるもののほか、職員の申出により市長が必要と認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の給与から職員が通勤のために使用する市営駐車場に係る使用料等を控除できる規定を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市職員給与条例(平成16年笛吹市条例第54号)新旧対照表

改正案	現行
(給与からの控除) 第2条の3 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。 (1)～(4) (略) (5) 全国町村会の _____ 個人年金共済の掛金 (6) (略) (7) 公立学校共済組合の 保険料 (8) (略) <u>(9) 全国市長会の任意共済の保険料</u> <u>(10) 職員が通勤のために使用する市営駐車場に係る使用料</u> <u>(11) 前各号に定めるもののほか、職員の申出により市長が必要と認めるもの</u>	(給与からの控除) 第2条の3 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。 (1)～(4) (略) (5) 全国町村会の 任意共済の保険料及び個人年金共済の掛金 (6) (略) (7) 公立学校共済組合の 償還金 (8) (略) [新設] [新設] [新設]

議案第 67 号

笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条」を「第 9 条」に、

「第 2 章 内国旅行の旅費(第 14 条—第 22 条)

第 3 章 外国旅行の旅費(第 23 条—第 29 条)」

を

「第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則(第 10 条)

第 2 節 交通費(第 11 条—第 14 条)

第 3 節 宿泊費等(第 15 条—第 17 条)」

に、「第 4 章」を「第 3 章」に、

「第 30 条—第 32 条」を「第 18 条—第 23 条」に改める。

第 2 条第 1 項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。)を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「内国旅行中」を「旅行中」に改め、同項中第 3 号から第 5 号までを削り、同条第 3 項中「前項第 1 号又は第 4 号」を「前項第 1 号」に、「第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由」を「第 29 条の規定」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- (1) 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第 3 項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」

という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合
(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他
やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第3条第6項中「交通機関等の事故又は天災その他市長が定める」を「次に掲げる」に、「市長が」を「規則で」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 天災

(2) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰
することができない事情

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役
務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これら
の項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、
当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)」を
「旅行命令等」に改め、同条第3項中「(取消しを含む。以下同じ。)」を削り、
「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように
改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令
簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記
載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、
旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、
この限りではない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合
には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録
をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとし
て次章で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によっ
て」に改め、同条を第7条とする。

第10条及び第11条を削る。

第12条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中」
に改め、「、職務の級の変更等」を削り、「のため」の次に「第10条に規定す
る旅費の種目のうち」を加え、「又は車賃」を「及びその他の交通費」に、「そ
の必要が生じた後の」を「年度の経過の後に」に改め、同条を第8条とする。

第 13 条第 1 項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「規則で定める」を「所定の」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第 4 項中「及び様式」を「又は記録事項」に、「笛吹市財務規則(平成 29 年笛吹市規則第 8 号)」を「規則」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 5 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則

第 10 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第 2 節 交通費

(鉄道賃)

第 11 条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第 14 条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(特別の事情がある者として市長が定める者に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(特別の事情がある者として市長が定める者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 14 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(4) 職員が自家用自動車(あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。)を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 4 号に掲げる費用の額は、路程 1 キロメートルにつき 37 円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第 8 条の規定により区分計算をするときはその区分された路程ごとに通算して計算する。

第 3 節 宿泊費等

(宿泊費)

第 15 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)により定められている宿泊費基準額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

(1) 市長及び議会の議長 内閣総理大臣等

(2) 副市長、教育長及び議会の議員 指定職職員等

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、旅行中の宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 16 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該

宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 17 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜につき 2,400 円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項の額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の
3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれるときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場合をいう。)に宿泊するときは、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 30 条の前に次の 3 条を加える。

(退職者等の旅費)

第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費(退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)とする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 2 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第 20 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、

第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号、第 13 条第 1 項各号及び第 14 条第 1 項各号(第 4 号を除く。)に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 7 条、第 15 条及び第 16 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 30 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第 21 条とする。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(外国旅行等の取扱い)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、外国旅行の場合の旅費の支給、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合その他旅費の支給に関し必要な事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)の規定の適用を受ける国家公務員に支給される旅費の例による。

第 31 条を削り、第 32 条を第 23 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の笛吹市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の笛吹市職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
(笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中「でその職務の級が 3 級以上であるもの」を削る。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、国の職員との間に権衡を失しないよう、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市職員等の旅費に関する条例(平成16年笛吹市条例第57号)新旧対照表

改正案	現行
目次 第1章 総則(第1条—<u>第9条</u>) <u>第2章 旅費の種目及び内容</u> <u>第1節 通則(第10条)</u> <u>第2節 交通費(第11条—第14条)</u> <u>第3節 宿泊費等(第15条—第17条)</u> <u>第3章 雑則(第18条—第23条)</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1)・(2)</u> (略) <u>(3) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6</u>	目次 第1章 総則(第1条—<u>第13条</u>) <u>第2章 内国旅行の旅費(第14条—第22条)</u> <u>第3章 外国旅行の旅費(第23条—第29条)</u> <u>第4章 雑則(第30条—第32条)</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 市長等 市長、副市長、教育長及び議会議員をいう。</u> <u>(2) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。</u> <u>(3) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u> <u>(4)・(5)</u> (略) [新設]

条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

2 この条例において「何級の職務」という場合には、笛吹市職員給与条例(平成16年笛吹市条例第54号)別表第1に掲げる行政職給料表による当該級の職務及び当該行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため内国旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項若しくは第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中次に掲げる事情に

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情に

より、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 天災

(2) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等
_____によって行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更_____をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

より、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りではない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により 変更を受けた 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により 変更された 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(随行者の旅費)

第6条 (略)

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当及び旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 外国への出張に伴う旅行雑費は、実費額により支給する。
- 10 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

(研修等の旅費)

第7条 研修その他長期の旅行をする場合の旅費は、減額して支給することができる。この場合において、減額して支給する旅費は、規則で定める。

(随行者の旅費)

第8条 (略)

(旅費の計算)

第9条 旅費は _____、最も経済的な通常の経路及び方法により

旅行した場合 によって 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 移動中 における年度の経過 のため 第10条に規定する旅費の種目のうち 鉄道賃、船賃、航空賃 及びその他の交通費 を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過の後に 最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの 並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者 は、所定の 請求書 (当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)) を含む。以下この条において同じ。) に必要な書類を添えて、これを当該旅費の

旅行した場合 の旅費により 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第10条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第11条 1日の旅行において、日当及び旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当及び旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中 における年度の経過、職務の級の変更等 のため 鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の 最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの は、規則で定める 請求書

は、規則で定める 請求書

は、規則で定める 請求書

は、規則で定める 請求書

は、規則で定める 請求書

は、規則で定める 請求書 に必要な書類を添えて、これを当該旅費の

支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2・3 (略)

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項並びに前2項に規定する期間は、規則 _____で定める。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

第10条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額 _____のうちその書類を提出しなかったため、その旅費 _____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 (略)

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式 _____並びに前2項に規定する期間は、笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号)で定める。

[新設]

[新設]

第2章 内国旅行の旅費

第2節 交通費

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(特別の事情がある者として市長が定める者に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、特別急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 特別急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、特別急行料金

(3) 市長等又は3級以上の職務にある者が第1号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する特別急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する特別急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

2 前項第2号に規定する特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り、支給する。

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、上級の運賃

イ 5級以上の職務にある者については、中級の運賃

ウ 4級以下の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 前号ア及びイに規定する者については、上級の運賃

イ 前号ウに規定する者については、下級の運賃

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(特別の事情がある者として市長が定める者に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 市長等又は7級以上の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(特別の事情がある者として市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- (4) 職員が自家用自動車(あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたもの)に限る。)を利用する移動に要する費用

- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき60円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第8条の規定により区分計算をするときはその区分された路程ごとに通算して計算する。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により定められている宿泊費基準額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

(1) 市長及び議会の議長 内閣総理大臣等

(2) 副市長、教育長及び議会の議員 指定職職員等

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、旅行中の宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額と

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。ただし、県内に旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に

する。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれるときは、前2項の規定にかかわらず、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場合をいう。)に宿泊するときは、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第24条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、特別急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、最上級の運賃

イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 市長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(5) 公務上の必要により別に特別急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った特別急行料金又は寝台料金

(船賃)

第25条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのも

のに対する通行税を含む。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、市長等については最下級の直近上位の級の運賃、7級以下の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 市長等が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第26条 航空賃の額及び車賃については、現に支払った旅客運賃による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第27条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第24条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第19条第2項及びに第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(死亡手当)

第28条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合に、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属庁(所属の長の在勤庁をいう。)所在地を旧在勤地とみなして第22条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第22条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第29条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて市長が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度旅行命令権者が市

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第2号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのい

長と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第4章 雑則

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

ずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける

_____ 場合その他 _____ 旅行における特別の事情により又は _____ 旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 (略)

(外国旅行等の取扱い)

第22条 この条例に定めるもののほか、外国旅行の場合の旅費の支給、労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合その他旅費の支給に関し必要な事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の適用を受ける国家公務員に支給される旅費の例による。

(委任)

(旅費の調整)

第30条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して

旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 (略)

(旅費の特例)

第31条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第23条 (略)

第32条 (略)

別表第1(第18条—第20条関係)

内国旅行の旅費

旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分		旅行雑費(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
市長等	市長、議長	円 500	円 10,900	円 2,200
	副市長、教育長、副議長、議員	円 500	円 10,900	円 2,200
	職員	円 500	円 10,900	円 2,200

別表第2(第27条、第28条、第30条、第31条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
市長等	市長、議長	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100	円 25,700	円 21,500	円 17,200	円 15,500	円 7,700
						0	0	0	0	
	副市長、教	円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700

	育長、副議長、議員					0	0	0	0	
職員		5,300	4,400	3,600	3,200	16,10	13,40	10,80	9,700	4,800
						0	0	0		

備考

- 1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 死亡手当

区分		死亡手当
市長等	市長、議長	520,000円
	副市長、教育長、副議長、議員	490,000円
職員		460,000円

改正案	現行
(費用弁償) 第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第1項から第6項までに掲げるものにあつては副市長、同表第7項から第68項までに掲げるものにあつては給与条例別表第2行政職給料表の適用を受ける職員 <u>にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u> 2 (略)	(費用弁償) 第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第1項から第6項までに掲げるものにあつては副市長、同表第7項から第68項までに掲げるものにあつては給与条例別表第2行政職給料表の適用を受ける職員 <u>でその職務の級が3級以上であるもの</u>にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。 2 前項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために。

議案第 68 号

 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について
 笛吹市健康増進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

 笛吹市健康増進施設条例の一部を改正する条例
 笛吹市健康増進施設条例(平成 16 年笛吹市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表(第 9 条関係)

区分		市民	市民以外の者
大人 (中学生以上)		500 円	850 円
高齢者(65 歳以上)・障がい者・小学生 (小学生未満は無料)		320 円	430 円
回数券 (12 回券)	大人	5,000 円	
	高齢者・障がい者・小学生	3,200 円	

備考 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された者とする。

 附 則
 この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

提案理由

 笛吹市健康増進施設(いちのみやももの里温泉)のリニューアルオープンに伴い、当該施設に係る料金体系を改めるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市健康増進施設条例(平成16年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案				現行					
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)					
区分		市民	市民以外の者		市民		市民以外の者		
大人 (中学生以上)		500円	850円		3時間以内	1日	3時間以内	1日	
高齢者(65歳以上)・障がい者・小学生 (小学生未満は無料)		320円	430円	大人 (中学生以上)	320円	530円	630円	1,050円	
回数券 (12回券)	大人	5,000円		小学生以下 (小学生未満は無	210円	320円	420円	530円	
	高齢者・障がい者・小学生	3,200円		料)					
備考 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された者とする。				回数券	大人	3,150円	5,240円	6,280円	10,480円
				(12回券)	小学生	2,100円	3,150円	4,190円	5,240円
					以下				
				温泉スタンド他	○温泉スタンド 100リットル 100円				

議案第 69 号

笛吹市学童保育室条例の一部改正について

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例

笛吹市学童保育室条例(平成16年笛吹市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)第4条第1項第6号に定める夏季休業日」を「規則で定める笛吹市立小学校の休業日のうち次に掲げる期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日から学年始休業日までの間

第8条の2の次に次の1条を加える。

(延長学童保育)

第8条の3 第8条第1項各号に規定する学童保育の実施日のうち事前に申請があった日においては、同項各号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、保育時間を午後7時まで延長して行う学童保育(以下「延長学童保育」という。)を実施する。

2 延長学童保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

第9条の見出し中「及び早朝保育料」を「等」に改め、同条第1項中「3年生以下の児童は1人当たり月額2,000円、4年生以上の児童は1人当たり月額3,000円」を「児童1人当たり月額2,000円」に改め、同条第2項中「場合」の次に「(第8条の2第1項第1号に掲げる期間に学童保育室を利用する場合に限る。)」を加え、同条第3項中「とは別に」を「及び次項に定める延長保育料とは別に、同条第1項各号に掲げる期間(早朝学童保育を利用する日が属する期間に限る。)」につき」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前条第2項の延長学童保育の利用の許可を受けた児童の保護者は、延長保育料として、児童1人当たり各月の保育料及び前項に定める早朝保育料とは別に、延長学童保育を利用する日が属する月につき1,000円を納入しなければならない。

第9条の2第2項中「前条第1項から第3項まで」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

笛吹市学童保育室の早朝学童保育の実施日の拡大、保育時間の延長及び保育料の改定を行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

改正案	現行
(早朝学童保育)	(早朝学童保育)
第8条の2 <u>規則で定める笛吹市立小学校の休業日のうち次に掲げる期間</u> _____における学童保育の実施 日においては、前条第1項第2号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、早朝に行う学童保育(以下「早朝学童保育」という。)を実施する。	第8条の2 <u>笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)第4条第1項第6号に定める夏季休業日</u> における学童保育の実施 日においては、前条第1項第2号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、早朝に行う学童保育(以下「早朝学童保育」という。)を実施する。
(1) <u>夏季休業日</u>	
(2) <u>冬季休業日</u>	
(3) <u>学年末休業日から学年始休業日までの間</u>	
2 (略)	2 (略)
<u>(延長学童保育)</u>	[新設]
<u>第8条の3 第8条第1項各号に規定する学童保育の実施日のうち事前に申請があった日においては、同項各号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、保育時間を午後7時まで延長して行う学童保育(以下「延長学童保育」という。)を実施する。</u>	
<u>2 延長学童保育を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。</u>	
(保育料 <u>等</u>)	(保育料及び早朝保育料)
第9条 学童保育室の保育料は、 <u>児童1人当たり月額2,000円</u>	第9条 学童保育室の保育料は、 <u>3年生以下の児童は1人当たり月額2,000</u>

_____とし、規則に定めるところにより納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず8月に利用する場合 **(第8条の2第1項第1号に掲げる期間に学童保育室を利用する場合に限る。)**の保育料については、児童1人当たり月額5,000円とする。

- 3 第8条の2第2項の早朝学童保育の利用の許可を受けた児童の保護者は、早朝保育料として、児童1人当たり各月の保育料 **及び次項に定める延長保育料とは別に、同条第1項各号に掲げる期間(早朝学童保育を利用する日が属する期間に限る。)**につき1,000円を納入しなければならない。

- 4 前条第2項の延長学童保育の利用の許可を受けた児童の保護者は、延長保育料として、児童1人当たり各月の保育料及び前項に定める早朝保育料とは別に、延長学童保育を利用する日が属する月につき1,000円を納入しなければならない。**

- 5** (略)

(利用料金)

第9条の2 (略)

- 2 利用料金は、**前条第1項から第4項まで**に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 (略)

円、4年生以上の児童は1人当たり月額3,000円とし、規則に定めるところにより納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず8月に利用する場合 _____の保育料については、児童1人当たり月額5,000円とする。

- 3 第8条の2第2項の早朝学童保育の利用の許可を受けた児童の保護者は、早朝保育料として、児童1人当たり各月の保育料 **とは別に** _____1,000円を納入しなければならない。

[新設]

- 4** (略)

(利用料金)

第9条の2 (略)

- 2 利用料金は、**前条第1項から第3項まで**に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 (略)

議案第 70 号

笛吹市水道事業給水条例の一部改正について

笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例

笛吹市水道事業給水条例(平成 18 年笛吹市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等又は他の市町村長が指定した事業者による給水装置工事を特例的に認める規定を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市水道事業給水条例(平成18年笛吹市条例第59号)新旧対照表

改正案	現行
(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 (略)	(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2・3 (略)

議案第 71 号

笛吹市下水道条例の一部改正について

笛吹市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市下水道条例の一部を改正する条例

笛吹市下水道条例(平成 16 年笛吹市条例第 170 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「(規則で定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第 10 条第 1 項第 4 号オ中「財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程第 17 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は同条第 2 項」を「公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程第 18 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は同条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた排水設備工事店による工事を特例的に認める規定を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市下水道条例(平成16年笛吹市条例第170号)新旧対照表

改正案	現行
(排水設備等の工事の実施) 第8条 前条の計画に基づく排水設備等の工事は、<u>次の各号に掲げる工事を除き</u>、市長が指定した下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ、施工してはならない。 <u>(1) 規則で定める軽微な工事</u> <u>(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u> 2・3 (略) (指定の基準) 第10条 市長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による指定を行う。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア～エ (略) オ 工事業者(法人にあっては、代表者)が<u>公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程第18条第1項第2号、第3号又は同条第2項</u>の規定により責任技術者	(排水設備等の工事の実施) 第8条 前条の計画に基づく排水設備等の工事は、<u>(規則で定める軽微な工事を除く。)</u>は、市長が指定した下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でなければ、施工してはならない。 [新設] [新設] 2・3 (略) (指定の基準) 第10条 市長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による指定を行う。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア～エ (略) オ 工事業者(法人にあっては、代表者)が<u>財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程第17条第1項第2号、第3号又は同条第2項</u>の規定により責任技術者

としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 2・3（略）	としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 2・3（略）
---------------------------------------	---------------------------------------

議案第 72 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,651,355 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,148,833 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13	分担金及び負担金	142,991	373	143,364
	2 負担金	140,955	373	141,328
15	国庫支出金	6,497,494	6,767	6,504,261
	1 国庫負担金	4,714,353	1,144	4,715,497
	2 国庫補助金	1,760,207	5,297	1,765,504
	3 国庫委託金	22,934	326	23,260
16	県支出金	2,403,565	98,438	2,502,003
	1 県負担金	1,552,138	252	1,552,390
	2 県補助金	639,124	98,188	737,312
	3 県委託金	212,303	△2	212,301
18	寄附金	3,633,750	1,302,000	4,935,750
	1 寄附金	3,633,750	1,302,000	4,935,750
19	繰入金	6,394,652	1,031,286	7,425,938
	1 特別会計繰入金	0	67,891	67,891
	2 基金繰入金	6,394,652	963,395	7,358,047
20	繰越金	400,000	1,683,003	2,083,003
	1 繰越金	400,000	1,683,003	2,083,003
21	諸収入	279,066	8,608	287,674
	4 雑入	232,377	8,608	240,985
22	市債	5,673,300	520,880	6,194,180
	1 市債	5,673,300	520,880	6,194,180
歳 入 合 計		46,497,478	4,651,355	51,148,833

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	225,552	753	226,305
	1 議会費	225,552	753	226,305
2	総務費	6,848,543	1,225,024	8,073,567
	1 総務管理費	6,121,871	1,218,622	7,340,493
	2 徴税費	411,499	6,027	417,526
	3 戸籍住民基本台帳費	215,631	376	216,007
	6 監査委員費	1,398	△1	1,397
3	民生費	15,768,837	333,923	16,102,760
	1 社会福祉費	6,904,548	250,907	7,155,455
	2 児童福祉費	7,087,475	57,879	7,145,354
	3 生活保護費	1,776,814	25,137	1,801,951
4	衛生費	1,918,468	8,507	1,926,975
	1 保健衛生費	862,728	7,444	870,172
	3 清掃費	498,752	44	498,796
	4 環境対策費	109,134	1,019	110,153
6	農林水産業費	991,248	81,182	1,072,430
	1 農業費	936,234	81,182	1,017,416
7	商工費	469,366	△21,061	448,305
	1 商工費	469,366	△21,061	448,305
8	土木費	2,959,851	36,570	2,996,421
	1 土木管理費	202,415	37	202,452
	2 道路橋梁費	995,465	36,545	1,032,010
	4 都市計画費	1,619,166	△12	1,619,154
9	消防費	2,065,023	254	2,065,277
	1 消防費	2,065,023	254	2,065,277
10	教育費	5,319,113	226,547	5,545,660

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	737,852	4,501	742,353
	2 小学校費	464,377	21	464,398
	3 中学校費	1,182,690	217,398	1,400,088
	4 社会教育費	1,565,796	1,624	1,567,420
	5 保健体育費	472,383	3,007	475,390
	6 学校給食費	896,015	△4	896,011
12	公債費	6,247,448	0	6,247,448
	1 公債費	6,247,448	0	6,247,448
13	諸支出金	3,641,323	2,759,656	6,400,979
	2 基金費	3,641,323	2,759,656	6,400,979
歳 出 合 計		46,497,478	4,651,355	51,148,833

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	7, 578

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
公共施設総合管理計画策定事業	令和7年度 から 令和8年度	14,954
みさかの湯改修事業	令和8年度	623,879
公の施設に係る指定管理者の指定について（一宮児童館（学童保育室））追加分	令和8年度	6,022
御坂中学校校舎等改築事業のうち、外構工事、グラウンド整備工事、柔剣道場改修工事について	令和8年度	177,600

2. 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
春日居福社会館改修事業	令和8年度	559,413	令和8年度	343,183

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
一 般 事 業 債	1,242,100	証 書 又 は 証 券 発 行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	1,546,200	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	276,600				449,600			
公 共 事 業 等 債	166,000				167,400			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	239,800				289,700			
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	528,900				691,600			
借 換 債	2,012,400				1,840,880			
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債	14,200				15,500			

議案第 73 号

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,119 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,631,318 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,782,196	77,118	1,859,314
	1 国民健康保険税	1,782,196	77,118	1,859,314
6	繰入金	719,466	△74,874	644,592
	1 他会計繰入金	579,864	2,244	582,108
	2 基金繰入金	139,602	△77,118	62,484
7	繰越金	1	5,875	5,876
	1 繰越金	1	5,875	5,876
歳 入 合 計		7,623,199	8,119	7,631,318

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	148,074	2,244	150,318
	1 総務管理費	133,119	2,244	135,363
7	基金積立金	833	3,372	4,205
	1 基金積立金	833	3,372	4,205
9	諸支出金	9,121	2,503	11,624
	1 償還金及び還付加算金	9,120	1,836	10,956
	3 繰出金	0	667	667
歳 出 合 計		7,623,199	8,119	7,631,318

議案第 74 号

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,398 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,419,238 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	1,251,254	2,160	1,253,414
	1 一般会計繰入金	1,141,254	2,160	1,143,414
8	繰越金	1	198,238	198,239
	1 繰越金	1	198,238	198,239
歳 入 合 計		7,218,840	200,398	7,419,238

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	187,828	2,160	189,988
	3 介護認定審査会費	71,483	2,160	73,643
3	基金積立金	964	104,157	105,121
	1 基金積立金	964	104,157	105,121
6	諸支出金	3,000	94,081	97,081
	1 償還金及び還付加算金	3,000	31,028	34,028
	2 繰出金	0	63,053	63,053
歳 出 合 計		7,218,840	200,398	7,419,238

議案第 75 号

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,336 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,265,698 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1, 165, 864	34	1, 165, 898
	1 一般会計繰入金	1, 165, 864	34	1, 165, 898
4	繰越金	500	17, 302	17, 802
	1 繰越金	500	17, 302	17, 802
歳 入 合 計		2, 248, 362	17, 336	2, 265, 698

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2, 221, 225	34	2, 221, 259
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 221, 225	34	2, 221, 259
3	諸支出金	776	4, 174	4, 950
	2 繰出金	0	4, 174	4, 174
4	予備費	500	13, 128	13, 628
	1 予備費	500	13, 128	13, 628
歳 出 合 計		2, 248, 362	17, 336	2, 265, 698

議案第 76 号

令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)
について

令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86,977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 1	千円 9,606	千円 9,607
	1 繰越金	1	9,606	9,607
歳 入 合 計		77,371	9,606	86,977

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予備費		千円 2,341	千円 9,606	千円 11,947
	1 予備費	2,341	9,606	11,947
	歳 出 合 計	77,371	9,606	86,977

議案第 77 号

令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,910 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰越金	0	6,910	6,910
	1 繰越金	0	6,910	6,910
	歳 入 合 計	24,366	6,910	31,276

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	基金積立金	14	6,910	6,924
	1 基金積立金	14	6,910	6,924
歳 出 合 計		24,366	6,910	31,276

議案第 78 号

令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,711 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,247 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3	繰越金	千円 24,122	千円 1,711	千円 25,833
	1 繰越金	24,122	1,711	25,833
	歳入合計	24,536	1,711	26,247

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 14,633	千円 1,711	千円 16,344
	1 予備費	14,633	1,711	16,344
	歳 出 合 計	24,536	1,711	26,247

議案第 79 号

令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,107 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰越金	1,985	19	2,004
	1 繰越金	1,985	19	2,004
	歳 入 合 計	2,088	19	2,107

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	予備費	1,861	19	1,880
	1 予備費	1,861	19	1,880
	歳 出 合 計	2,088	19	2,107

議案第 80 号

令和 7 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,912 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	7,725	34	7,759
	1 繰越金	7,725	34	7,759
歳 入 合 計		7,878	34	7,912

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 6,383	千円 34	千円 6,417
	1 予備費	6,383	34	6,417
	歳 出 合 計	7,878	34	7,912

議案第 81 号

令和 7 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円	千円	千円
		242	22	264
	1 繰越金	242	22	264
歳入合計		313	22	335

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		182	22	204
	1 予備費	182	22	204
歳 出 合 計		313	22	335

議案第 82 号

令和 7 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	22,778	68	22,846
	1 繰越金	22,778	68	22,846
歳 入 合 計		23,076	68	23,144

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 20,715	千円 68	千円 20,783
	1 予備費	20,715	68	20,783
	歳 出 合 計	23,076	68	23,144

議案第 83 号

令和 7 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	2,018	△12	2,006
	1 繰越金	2,018	△12	2,006
	歳 入 合 計	2,096	△12	2,084

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 639	千円 △12	千円 627
	1 予備費	639	△12	627
歳 出 合 計		2, 096	△12	2, 084

議案第 84 号

令和 7 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 20 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,741 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	1,339	20	1,359
	1 繰越金	1,339	20	1,359
	歳 入 合 計	1,721	20	1,741

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 1,223	千円 20	千円 1,243
	1 予備費	1,223	20	1,243
	歳 出 合 計	1,721	20	1,741

議案第 85 号

令和 7 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,467 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	9,413	△33	9,380
	1 繰越金	9,413	△33	9,380
歳 入 合 計		10,500	△33	10,467

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	予備費	9,291	△33	9,258
	1 予備費	9,291	△33	9,258
	歳 出 合 計	10,500	△33	10,467

議案第 86 号

令和 7 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正
予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 401 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円	千円	千円
		259	44	303
	1 繰越金	259	44	303
歳入合計		357	44	401

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		172	44	216
	1 予備費	172	44	216
歳 出 合 計		357	44	401

議案第 87 号

令和 7 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第87号 別冊

令和 7 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

令和7年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）

第 1 条 令和7年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,724,729 千円	0 千円	1,724,729 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,588,760 千円	0 千円	1,588,760 千円

第 3 条 令和7年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 収 入	613,309 千円	2,090 千円	615,399 千円
第 3 項	負 担 金	204,772 千円	2,090 千円	206,862 千円

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 支 出	1,186,497 千円	2,090 千円	1,188,587 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	742,060 千円	2,090 千円	744,150 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

			(千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		1,724,729	0	1,724,729	
	1	営業費用	1,588,760	0	1,588,760	
		1 原水及び浄水費	659,947	△ 213	659,734	
		4 総係費	255,305	213	255,518	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			613,309	2,090	615,399	
	3 負担金		204,772	2,090	206,862	
		1 負担金	204,772	2,090	206,862	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,186,497	2,090	1,188,587	
	1 建設改良費		742,060	2,090	744,150	
		1 水道建設費	739,921	2,090	742,011	

令和7年度 補正予算内訳書
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業費用		1,724,729	0	1,724,729			
	1 営業費用	1,588,760	0	1,588,760			
	1 原水及び浄水費	659,947	△ 213	659,734	賃借料	△ 213	
	4 総係費	255,305	213	255,518	旅費	213	

令和7年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的收入		613,309	2,090	615,399			
	3 負担金	204,772	2,090	206,862			
	1 負担金	204,772	2,090	206,862	工事負担金	2,090	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的支出		1,186,497	2,090	1,188,587			
	1 建設改良費	742,060	2,090	744,150			
	1 水道建設費	739,921	2,090	742,011	工事請負費	2,090	

議案第 88 号

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 7 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 2 号)

令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第 1 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和7年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	2,033,096 千円	0 千円	2,033,096 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,855,530 千円	0 千円	1,855,530 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額738,309千円」を「不足する額739,635千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	下水道事業資本的収入	1,108,953 千円	△ 23,623 千円	1,085,330 千円
第 3 項	負 担 金	114,774 千円	△ 23,623 千円	91,151 千円

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	下水道事業資本的支出	1,847,262 千円	△ 22,297 千円	1,824,965 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	827,900 千円	△ 22,297 千円	805,603 千円

令和7年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業費用		2,033,096	0	2,033,096	
	1	営業費用	1,855,530	0	1,855,530	
		2 総係費	89,513	0	89,513	

令和7年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

収 入

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業資本的收入		1,108,953	△ 23,623	1,085,330	
	3	負担金	114,774	△ 23,623	91,151	
		1 他会計負担金	24,948	△ 24,948	0	
		3 工事負担金	80,226	1,325	81,551	

支 出

(千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業資本の支出		1,847,262	△ 22,297	1,824,965	
	1	建設改良費	827,900	△ 22,297	805,603	
		1 管路建設改良費	618,888	△ 22,297	596,591	

令和7年度 補正予算内訳書
収益的收入及び支出

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業費用	2,033,096	0	2,033,096			
	1 営業費用	1,855,530	0	1,855,530			
	2 総係費	89,513	0	89,513	旅費	27	
					委託料	△ 27	

令和7年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

収 入

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業資本的收入	1,108,953	△ 23,623	1,085,330			
	3 負担金	114,774	△ 23,623	91,151			
	1 他会計負担金	24,948	△ 24,948	0	一般会計負担金	△ 24,948	
	3 工事負担金	80,226	1,325	81,551	工事負担金	1,325	

支 出

(千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業資本の支出	1,847,262	△ 22,297	1,824,965			
	1 建設改良費	827,900	△ 22,297	805,603			
	1 管路建設改良費	618,888	△ 22,297	596,591	工事請負費	△ 22,297	

議案第 89 号

令和 6 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 90 号

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 91 号

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 92 号

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 93 号

令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 94 号

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 95 号

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 96 号

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出
決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 97 号

令和 6 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 98 号

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 99 号

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 100 号

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 101 号

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 102 号

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 103 号

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳
出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 104 号

令和 6 年度笛吹市水道事業会計決算認定について

令和 6 年度笛吹市水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 決 算 書

令和 6 年度 笛吹市水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	1, 840, 787, 000	△ 5, 089, 000	0	1, 835, 698, 000	1, 794, 612, 194	△ 41, 085, 806	113, 970, 800
第1項 営業収益	1, 336, 515, 000	0	0	1, 336, 515, 000	1, 303, 471, 474	△ 33, 043, 526	113, 701, 351
第2項 営業外収益	504, 272, 000	△ 5, 089, 000	0	499, 183, 000	483, 782, 836	△ 15, 400, 164	269, 449
第3項 特別利益	0	0	0	0	7, 357, 884	7, 357, 884	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費 支出 額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 水道事業費用	1,840,787,000	△ 5,089,000	0	0	0	1,835,698,000	0	1,835,698,000	1,671,512,249	0	164,185,751	77,983,866
第1項 営業費用	1,686,632,000	△ 14,189,000	0	0	0	1,672,443,000	0	1,672,443,000	1,546,278,817	0	126,164,183	77,983,866
第2項 営業外費用	148,636,000	9,000,000	0	0	0	157,636,000	0	157,636,000	122,631,917	0	35,004,083	0
第3項 特別損失	2,519,000	100,000	0	0	0	2,619,000	0	2,619,000	2,601,515	0	17,485	0
第4項 予備費	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	623,200,000	9,944,000	633,144,000	47,500,000	0	680,644,000	247,865,254	△ 432,778,746	0
第1項 企業債	300,000,000	0	300,000,000	47,500,000	0	347,500,000	120,400,000	△ 227,100,000	0
第2項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3項 出資金	68,264,000	0	68,264,000	0	0	68,264,000	68,263,650	△ 350	0
第4項 負担金	254,936,000	9,944,000	264,880,000	0	0	264,880,000	59,201,604	△ 205,678,396	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,029,084,000	11,671,000	0	1,040,755,000	121,664,000	0	1,162,419,000	774,786,241	149,909,000	0	149,909,000	237,723,759	24,715,087
第1項 建設改良費	573,030,000	11,671,000	0	584,701,000	121,664,000	0	706,365,000	318,732,351	149,909,000	0	149,909,000	237,723,649	24,715,087
第2項 企業債償還金	456,054,000	0	0	456,054,000	0	0	456,054,000	456,053,890	0	0	0	110	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 526,920,987 円は、過年度分損益勘定留保資金 420,763,446 円、当年度分損益勘定留保資金 106,157,541 円で補てんした。

令和6年度 笛吹市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	1,118,204,983	
(2) 受託工事収益	3,572,800	
(3) その他営業収益	<u>67,992,340</u>	1,189,770,123

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	598,782,924	
(2) 配水及び給水費	67,447,324	
(3) 受託工事費	3,248,000	
(4) 総係費	219,819,890	
(5) 減価償却費	576,896,253	
(6) 資産減耗費	0	
(7) その他営業費用	<u>2,100,560</u>	<u>1,468,294,951</u>

営 業 利 益

△ 278,524,828

3. 営業外収益

(1) 受取利息	832,736	
(2) 他会計補助金	350,536,314	
(3) 長期前受金戻入	122,647,685	
(4) 売電事業収益	2,694,330	
(5) 雑収益	7,143,646	
(6) 国庫補助金	<u>0</u>	483,854,711

4. 営業外費用

(1) 支払利息	95,850,920		
(2) 雑支出	10,310,577		
(3) 売電事業費	<u>0</u>	<u>106,161,497</u>	<u>377,693,214</u>

経 常 利 益

99,168,386

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	177,060	
(2) その他特別利益	<u>7,180,824</u>	<u>7,357,884</u>

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	2,601,515		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>2,601,515</u>	<u>4,756,369</u>

当 年 度 純 利 益

103,924,755

前年度繰越利益剰余金

198,112

当年度末処分利益剰余金

104,122,867

令和 6 年度 笛吹市水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	7,905,570,619	16,644,000	0	16,644,000	23,000,000	56,500,000	946,716,253	187,698,112	1,213,914,365	9,136,128,984
前年度処分額	0	0	0	0	2,000,000	5,500,000	180,000,000	△ 187,500,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	2,000,000	5,500,000	180,000,000	△ 187,500,000	0	0
	未処分利益剰余金への処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	2,000,000	0	0	△ 2,000,000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	5,500,000	0	△ 5,500,000	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	180,000,000	△ 180,000,000	0	0
	資本金へ組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度資本金への繰入れ	68,263,650	0	0	0	0	0	0	0	68,263,650
処分後残高	7,973,834,269	16,644,000	0	16,644,000	25,000,000	62,000,000	1,126,716,253	(繰越利益剰余金) 198,112	1,213,914,365	9,204,392,634
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	103,924,755	103,924,755	103,924,755
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	103,924,755	103,924,755	103,924,755
当年度末残高	7,973,834,269	16,644,000	0	16,644,000	25,000,000	62,000,000	1,126,716,253	(当年度未処分利益剰余金) 104,122,867	1,317,839,120	9,308,317,389

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和6年度 笛吹市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,973,834,269	16,644,000	104,122,867
議会の議決による処分額	0	0	△ 104,000,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 1,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 3,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 100,000,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	7,973,834,269	16,644,000	(繰越利益剰余金) 122,867

令和 6 年度 笛吹市水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		694,660,098	
ロ. 建物	2,025,892,528		
減価償却累計額	<u>△511,009,348</u>	1,514,883,180	
ハ. 構築物	22,566,430,595		
減価償却累計額	<u>△10,445,378,184</u>	12,121,052,411	
ニ. 機械及び装置	7,373,490,586		
減価償却累計額	<u>△4,151,942,685</u>	3,221,547,901	
ホ. 車両運搬具	6,761,031		
減価償却累計額	<u>△4,481,459</u>	2,279,572	
ヘ. 工具器具及び備品	78,148,060		
減価償却累計額	<u>△36,131,588</u>	42,016,472	
有形固定資産合計			17,596,439,634

(2) 無形固定資産

イ. 水利権	616,301,523		
無形固定資産合計		616,301,523	

固定資産合計			<u>18,212,741,157</u>
--------	--	--	-----------------------

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		1,666,981,009	
(2) 未収金	121,533,700		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 5,229,000</u>	116,304,700	
(4) 貯蔵品		709,510	
(5) 前払費用		947,560	
(6) 前払金		<u>20,310,000</u>	
流動資産合計			<u>1,805,252,779</u>
資産合計			<u><u>20,017,993,936</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	6,256,207,168	
固定負債合計		6,256,207,168

4. 流動負債

(1) 企業債	444,436,159	
(2) 未払金	260,801,301	
(3) 引当金	7,622,000	
(4) 預り金	15,031,203	
流動負債合計		727,890,663

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	6,471,737,163	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 2,746,158,447	
繰延収益合計		3,725,578,716
負債合計		10,709,676,547

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	1,293,795,470	
(2) 繰入資本金	5,438,051,324	
(3) 組入資本金	1,241,987,475	
資本金合計		7,973,834,269

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 工事負担金	0	
ロ. 国庫補助金	16,644,000	
資本剰余金合計		16,644,000
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	25,000,000	
ロ. 利益積立金	62,000,000	
ハ. 建設改良積立金	1,126,716,253	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	104,122,867	
利益剰余金合計		1,317,839,120
剰余金合計		1,334,483,120
資本合計		9,308,317,389
負債、資本合計		20,017,993,936

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 10～58年
 - 機械及び装置 8～17年
 - 工具器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 水利権 55年

2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、「企業会計職員退職手当について」の覚書に基づき、退職金が退職手当組合の積立額に不足する場合の追加的な費用は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、「水道事業の企業債に係る一般会計負担分について」の覚書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は496,402,493円である。

4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和6年度 笛吹市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給水状況については、総配水量 9,262,306 m³、有収水量は 7,330,428 m³となり、有収率については、79.1 %となりました。
給水世帯数は 29,867 戸、給水人口は 64,820 人で、給水区域内人口 66,405 人に対して 97.6 %の普及率となりました。
有収水量は前年度に対して 62,856 m³の減、給水収益は前年度に対して 10,357,899 円の減となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

配水管工事として、御坂町上黒駒地内及び一宮町小城地内において、新設および更新工事を行いました。また、下水道工事に伴い、石和町東高橋地内、河内地内及び御坂町二之宮地内において配水管の布設替工事を行いました。又、石和町四日市場地内において重要管路の耐震化に着手しました。
施設改良工事では、山崎水源や末木中央水源のポンプおよび八代町・境川町地内の減圧弁の更新工事を行いました。又、中川第一水源の非常用発電機の更新工事に着手しました。

(経理)

収益的収支では収入 1,680,982,718 円に対して、支出 1,577,057,963 円で差引き 103,924,755 円の当期純利益となりました。
資本的収支では、526,920,987 円の不足が生じたので、補てん財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は106.30%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は79.5%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、47.27%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は35.04%、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.10%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 60 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）	令和6年6月10日	令和6年6月26日
第 99 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 117 号	令和5年度 笛吹市水道事業会計決算認定	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 135 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）	令和6年12月2日	令和6年12月18日
第 8 号	笛吹市水道法施行条例の一部改正	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 15 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 35 号	令和7年度 笛吹市水道事業会計予算	令和7年2月20日	令和7年3月21日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和6年7月22日	令和6年度 上水道事業債同意申請	山梨県知事	令和6年8月30日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和7年3月31日現在	令和6年3月31日現在	増 減
事務史員	17 人	19 人	△ 2 人
技能職員	人	人	人
計	17 人	19 人	△ 2 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

(石和地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	DIP-GX φ 75 L=164.9m DIP-GX φ 100 L=15m	15,235,000	令和6年7月2日	令和6年10月31日	東高橋地内
配水管布設替工事	DIP-S50形 L=40	5,815,700	令和6年8月6日	令和6年11月29日	河内地内
配水管布設替工事	DIP-GX φ 75 L=59m HIVP-RR φ 75 L=4m	4,722,300	令和6年7月23日	令和6年11月28日	井戸地内
舗装本復旧工事	上層路盤工 A=26m ² 表層工 A=70m ²	2,948,000	令和6年10月8日	令和7年1月10日	松本地内
施設改良工事	井戸用ポンプ65A 5.5kw 1台更新 ポンプ盤改修一式	4,840,000	令和5年7月25日	令和6年5月17日	唐柏地内
施設改良工事	水中渦巻ポンプ更新1台 制御盤・インバーター盤更新一式	16,390,000	令和5年10月31日	令和6年11月20日	小石和地内
施設改良工事	渦巻ポンプ7.5Kw 2台 小配管更新一式 ポンプ制御盤機能増設一式	6,105,000	令和5年9月12日	令和6年6月14日	山崎地内

(御坂地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	HPPE φ 75 L=198.2m	19,065,200	令和6年12月10日	令和7年3月19日	二之宮地内
配水管布設替工事	HPPE φ 100 L=234.8m HPPE φ 75 L=8.0m	22,710,600	令和6年1月30日	令和6年4月30日	上黒駒地内
配水管布設替工事	HPPE φ 100 L=1,150.3m	16,976,300	令和6年12月10日	令和7年3月28日	上黒駒地内
配水管布設工事	HPPE φ 75 L=69.7m	5,628,700	令和6年12月10日	令和7年3月19日	上黒駒地内
配水管布設工事	HPPE φ 75 L=115.7m 消火栓1ヶ所	8,619,600	令和6年12月24日	令和7年3月11日	上黒駒地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装 A=1,832m ²	20,411,600	令和6年12月24日	令和7年3月18日	成田地内
舗装本復旧工事	As舗装工 A=976m ² 上層路盤工 A=663m ²	8,184,000	令和6年10月29日	令和7年1月31日	上黒駒地内

(八代地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
施設改良工事	減圧弁更新1台、ストレーナー更新	11,114,400	令和6年12月24日	令和7年3月19日	竹居地内

(一宮地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設工事	HPPE φ 150 L=125.9m	8,619,600	令和6年12月10日	令和7年2月10日	小城地内
施設改良工事	配水ポンプユニット新設一式 機械設備工事・電気設備工事 各一式	29,700,000	令和6年11月19日	令和7年3月21日	末木地内

(境川地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備 考
施設改良工事	減圧弁更新1台 ストレーナー更新1台	4,478,100	令和6年12月24日	令和7年3月14日	藤垈地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令和 6 年 度	令和 5 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	64,820	65,219	△399	99.4
計 画 給 水 人 口		人	71,300	71,300	0	100.0
普 及 率		%	90.9	91.5	△0.6	99.3
年 度 末 給 水 世 帯		戸	29,867	29,677	190	100.6
配 水 量	年 間	m ³	9,262,306	9,203,890	58,416	100.6
	1 月 平 均	m ³	771,859	766,991	4,868	100.6
	1 日 平 均	m ³	25,376	25,147	229	100.9
有 収 水 量	年 間	m ³	7,330,428	7,393,284	△62,856	99.1
	1 月 平 均	m ³	610,869	616,107	△5,238	99.1
	1 日 平 均	m ³	20,083	20,200	△117	99.4
1 日 最 大 配 水 量		m ³	27,475	30,590	△3,115	
有 収 率		%	79.1	80.3	△1.2	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給 水 収 益} \quad 1,118,204,983}{\text{有 収 水 量} \quad 7,330,428} = \underline{152.5 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 1,574,456,448 - (\text{長期前受金戻入} + \text{受託工事費} + \text{材料及不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) \quad 167,933,209}{\text{有 収 水 量} \quad 7,330,428} = \underline{191.9 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

4. 会計

(1) 主要契約の要旨

(石和地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年7月1日	15,235,000	下水道関連配水管布設替工事（東高橋）	(有)松山興業	
令和6年8月5日	5,815,700	下水道関連配水管布設替工事（河内地内）	(有)宮下設備	
令和6年7月22日	4,722,300	井戸地内配水管布設替工事	古屋設備	
令和6年10月7日	2,948,000	舗装本復旧工事（石和1工区）	(株)日昇建設	
令和5年7月24日	4,840,000	唐柏水源取水ポンプ更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	
令和5年10月30日	16,390,000	小石和浄水場配水ポンプ更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	
令和5年9月11日	6,105,000	山崎水源送水ポンプ更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	

(御坂地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年12月9日	19,065,200	下水道関連配水管布設替工事（御坂1工区）	(有)石倉興業	
令和6年1月29日	22,710,600	上黒駒地内配水管布設替工事（2工区）（繰越）	(有)石倉興業	
令和6年12月9日	16,976,300	上黒駒地内配水管布設替工事（3工区）（繰越）	(有)タナカ設備	
令和6年12月9日	5,628,700	上黒駒地内配水管布設工事（1工区）	古屋設備	
令和6年12月23日	8,619,600	上黒駒地内配水管布設工事（2工区）	(株)石原設備	
令和6年12月23日	20,411,600	舗装本復旧工事（御坂1工区）	中央舗道建設(有)	
令和6年10月28日	8,184,000	舗装本復旧工事（御坂2工区）	(株)日昇建設	

(八代地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年12月23日	11,114,400	減圧弁更新工事（八代）	(株)石原設備	

(一宮地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年12月9日	8,619,600	小城地内配水管布設工事	(有)松山興業	
令和6年11月18日	29,700,000	末木中央配水場ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	

(境川地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年12月23日	4,478,100	減圧弁更新工事 (境川)	(有)石倉興業	

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	7,036,297,217	120,400,000	456,053,890	6,700,643,327

※ (補助金等の使途について)

ア 資本的収入の工事負担金57,992,704円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。

イ 資本的収入の他会計負担金1,208,900円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。

ウ 収益的収入の受託工事収益3,572,800円については、全額工事請負費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。

エ 収益的収入のその他営業収益41,293,264円については、全額委託料等の課税仕入 (特定収入) に充当しました。

オ 収益的収入の他会計補助金350,536,314円については、全額企業債利息や減価償却費等の課税仕入以外 (特定収入以外) に充当しました。

カ 収益的収入のその他特別利益169,400円については、全額修繕費の課税仕入 (特定収入) に充当しました。

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	1, 118, 204, 983
	受 託 工 事 収 益	3, 572, 800
	そ の 他 営 業 収 益	67, 992, 340
営 業 外 収 益	受 取 利 息	832, 736
	他 会 計 補 助 金	350, 536, 314
	長 期 前 受 金 戻 入	122, 647, 685
	売 電 事 業 収 益	2, 694, 330
	雑 収 益	7, 143, 646
	国 庫 補 助 金	0
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	177, 060
	そ の 他 特 別 利 益	7, 180, 824
	合 計	1, 680, 982, 718

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	598, 782, 924
	配 水 及 び 給 水 費	67, 447, 324
	受 託 工 事 費	3, 248, 000
	総 係 費	219, 819, 890
	減 価 償 却 費	576, 896, 253
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	2, 100, 560
営 業 外 費 用	支 払 利 息	95, 850, 920
	雑 支 出	10, 310, 577
	売 電 事 業 費	0
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	2, 601, 515
	合 計	1, 577, 057, 963

令和6年度 笛吹市水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

笛吹市水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	103,924,755
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	576,896,253
長期前受金戻入額	△ 122,647,685
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 67,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,359,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	14,715,415
受取利息	△ 832,736
支払利息	95,850,920
未収金の増減額 (△は増加)	26,906,727
未払金の増減額 (△は減少)	△ 157,832,031
たな卸資産の増減額 (△は増加)	37,490
前払金の増減額 (△は増加)	△ 12,420,000
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 69,770
小計	521,103,338
受取利息	832,736
支払利息	△ 95,850,920
業務活動によるキャッシュ・フロー	426,085,154

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 294,054,754
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	53,819,640
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 240,235,114

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	120,400,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 456,053,890
他会計からの出資による収入	68,263,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 267,390,240

IV 資金増加(減少)額 △ 81,540,200

V 資金期首残高 1,748,521,209

VI 資金期末残高 1,666,981,009

令和6年度 笛吹市水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業収益				1,680,982,718	
	営業収益			1,189,770,123	
		給水収益		1,118,204,983	
			給水収益	1,118,204,983	
		受託工事収益		3,572,800	
			受託工事収益	3,572,800	
		その他営業収益		67,992,340	
			加入負担金	16,550,000	
			手数料	7,153,210	
			材料売却収益	1,989,000	
			他会計負担金	39,936,964	
			雑収益	2,363,166	
	営業外収益			483,854,711	
		受取利息		832,736	
			預金利息	832,736	
		他会計補助金		350,536,314	
			他会計補助金	350,536,314	
		長期前受金戻入		122,647,685	
			補助金	50,102,858	
			他会計負担金	7,928,842	
			県負担金	1,513,390	
			工事負担金	63,102,595	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		売電事業収益		2,694,330	
			売電事業収益	2,694,330	
		雑収益		7,143,646	
			雑収益	7,143,646	
		国庫補助金		0	
			国庫補助金	0	
	特別利益			7,357,884	
		過年度損益修正益		177,060	
			過年度損益修正益	177,060	
		その他特別利益		7,180,824	
			その他特別利益	7,180,824	
合計				1,680,982,718	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業費用				1,577,057,963	
	営業費用			1,468,294,951	
		原水及び浄水費		598,782,924	
			報償費	2,381,819	
			備用品費	241,207	
			燃料費	54,440	
			光熱水費	552,240	
			通信運搬費	1,019,914	
			委託料	86,705,264	
			賃借料	16,354,000	
			修繕費	12,562,310	
			動力費	92,955,700	
			薬品費	28,213,810	
			負担金	81,748,598	
			保険料	53,622	
			受水費	275,940,000	
		配水及び給水費		67,447,324	
			報償費	0	
			備用品費	276,558	
			燃料費	472,328	
			委託料	17,808,000	
			手数料	205,350	
			賃借料	703,300	
			修繕費	44,688,201	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			材料費	3,148,407	
			公課費	26,400	
			負担金	0	
			保険料	118,780	
		受託工事費		3,248,000	
			工事請負費	3,248,000	
		総係費		219,819,890	
			給 料	44,112,852	
			手 当	19,009,189	
			賞与引当金繰入額	7,622,000	
			報 酬	0	
			法定福利費	12,374,194	
			旅 費	21,637	
			退職手当組合負担金	5,576,064	
			備消品費	1,443,930	
			印刷製本費	3,146,843	
			通信運搬費	5,364,741	
			委託料	105,334,966	
			手数料	5,877,344	
			賃借料	3,517,000	
			研修費	34,000	
			会費負担金	278,340	
			保険料	877,790	
			貸倒引当金繰入額	5,229,000	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		減価償却費		576,896,253	
			有形固定資産減価償却費	559,714,170	
			無形固定資産減価償却費	17,182,083	
		その他営業費用		2,100,560	
			材料売却原価	2,100,560	
	営業外費用			106,161,497	
		支払利息		95,850,920	
			企業債利息	95,850,920	
		雑支出		10,310,577	
			営業外費用雑支出	10,310,577	
		売電事業費		0	
			修繕費	0	
	特別損失			2,601,515	
		過年度損益修正損		2,601,515	
			過年度損益修正損	2,601,515	
合計				1,577,057,963	

令和 6 年度 笛吹市水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				247,865,254	
	企業債			120,400,000	
		企業債		120,400,000	
			建設改良等の財源に 充てるための企業債	120,400,000	
	出資金			68,263,650	
		出資金		68,263,650	
			元金償還の財源に充 てるための出資金	68,263,650	
			建設改良等の財源に 充てるための出資金	0	
	負担金			59,201,604	
		負担金		59,201,604	
			工事負担金	57,992,704	
			他会計負担金	1,208,900	
合計				247,865,254	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				750,071,154	
	建設改良費			294,017,264	
		水道建設費		293,455,904	
			給料	23,328,900	
			手当	13,735,926	
			法定福利費	9,980,359	
			委託料	35,092,900	
			工事請負費	202,716,819	
			委託料 (旧簡水分地区)	4,530,000	
			工事請負費 (旧簡水分地区)	4,071,000	
			用地費	0	
			補償費	0	
		第1次拡張費		0	
			委託料	0	
			工事請負費	0	
		営業設備費		561,360	
			委託料	0	
			量水器購入費	453,260	
			備品購入費	108,100	
	企業債償還金			456,053,890	
		企業債償還金		456,053,890	
			企業債元金	456,053,890	
合計				750,071,154	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在	当 年 加 入 額	当 年 減 少 額	当 年 在 庫 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	694,660,098	0	0	694,660,098	0	0	694,660,098
建 物	2,025,892,528	0	0	2,025,892,528	33,199,086	511,009,348	1,514,883,180
構 築 物	22,359,598,556	206,832,039	0	22,566,430,595	414,895,338	10,445,378,184	12,121,052,411
機械及び装置	7,286,375,971	87,114,615	0	7,373,490,586	103,412,585	4,151,942,685	3,221,547,901
車 両 運 搬 具	6,761,031	0	0	6,761,031	0	4,481,459	2,279,572
工具器具備品	78,039,960	108,100	0	78,148,060	8,207,161	36,131,588	42,016,472
建 設 仮 勘 定	0	0	0	0	0	0	0
水 利 権	633,483,606	0	0	633,483,606	17,182,083	0	616,301,523
計	33,084,811,750	294,054,754	0	33,378,866,504	576,896,253	15,148,943,264	18,212,741,157

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成5年度	簡易水道統合整備事業	H7. 1. 10	59,400,000	1,994,954	59,400,000	0	4.75	R6. 9. 25	112年金資金
2	平成6年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H7. 3. 27	37,000,000	2,433,446	37,000,000	0	4.65	R7. 3. 1	112年金資金
3	平成6年度	上水道事業（八代・簡易水道統合整備事業）	H7. 5. 19	91,000,000	5,540,398	91,000,000	0	3.85	R7. 3. 25	111資金運用部
4	平成6年度	簡易水道統合整備事業	H7. 5. 19	29,600,000	1,802,152	29,600,000	0	3.85	R7. 3. 25	112年金資金
5	平成6年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H7. 5. 26	167,400,000	10,191,898	167,400,000	0	3.85	R7. 3. 25	112年金資金
6	平成6年度	第二次拡張	H8. 3. 14	100,000,000	5,500,419	94,324,954	5,675,046	3.15	R8. 3. 2	111資金運用部
7	平成7年度	第二次拡張	H8. 3. 14	180,000,000	9,900,753	169,784,917	10,215,083	3.15	R8. 3. 1	111資金運用部
8	平成7年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H8. 3. 14	40,500,000	2,227,670	38,201,606	2,298,394	3.15	R8. 3. 1	112年金資金
9	平成7年度	境川町(H7)（統合整備・補正予算分）	H8. 5. 20	64,800,000	3,647,006	61,027,941	3,772,059	3.40	R8. 3. 25	111資金運用部
10	平成7年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H8. 5. 27	174,000,000	9,792,888	163,871,324	10,128,676	3.40	R8. 3. 25	112年金資金
11	平成8年度	第二次拡張	H9. 3. 25	120,000,000	6,213,052	107,043,408	12,956,592	2.80	R9. 3. 1	111資金運用部
12	平成8年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H9. 3. 25	37,000,000	1,915,691	33,005,050	3,994,950	2.80	R9. 3. 1	112年金資金
13	平成8年度	第二次拡張	H9. 3. 28	80,000,000	4,688,304	80,000,000	0	2.90	R7. 3. 20	201公営企業金融公庫
14	平成8年度	統合整備	H9. 5. 20	9,400,000	478,484	8,405,140	994,860	2.60	R9. 3. 25	111資金運用部
15	平成8年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H9. 5. 26	137,000,000	6,973,654	122,500,434	14,499,566	2.60	R9. 3. 25	112年金資金
16	平成9年度	第二次拡張	H10. 3. 30	199,100,000	10,661,103	188,203,062	10,896,938	2.20	R8. 3. 20	201公営企業金融公庫
17	平成9年度	統合整備事業	H10. 5. 6	21,600,000	1,022,906	18,406,258	3,193,742	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
18	平成9年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H10. 5. 25	141,600,000	6,705,718	120,663,246	20,936,754	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
19	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 19	300,900,000	14,065,222	241,606,562	59,293,438	2.10	R11. 3. 1	111資金運用部
20	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	40,200,000	2,089,249	35,888,257	4,311,743	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
21	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	15,000,000	779,571	13,391,142	1,608,858	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
22	平成10年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H11. 5. 25	160,500,000	7,296,566	130,046,599	30,453,401	1.70	R11. 3. 25	112年金資金
23	平成10年度	第二次拡張	H11. 5. 28	14,500,000	735,559	12,988,742	1,511,258	1.80	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
24	平成10年度	第二次拡張	H11. 6. 30	103,800,000	4,685,565	84,292,863	19,507,137	1.60	R11. 3. 25	111資金運用部
25	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 24	33,500,000	1,524,549	25,405,099	8,094,901	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部
26	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 24	73,600,000	3,349,456	55,815,381	17,784,619	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部
27	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 30	21,100,000	1,066,398	17,770,468	3,329,532	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
28	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 30	46,400,000	2,345,065	39,078,184	7,321,816	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
29	平成11年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H12. 5. 26	143,000,000	6,507,775	108,445,645	34,554,355	2.00	R12. 3. 25	112年金資金

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
30	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 26	34,100,000	1,490,998	24,637,353	9,462,647	1.60	R13. 3. 1	111資金運用部
31	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 29	33,100,000	1,610,009	26,380,366	6,719,634	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
32	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 26	55,300,000	2,417,952	39,954,416	15,345,584	1.60	R13. 3. 1	110財政融資資金
33	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 29	44,700,000	2,174,242	35,625,450	9,074,550	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
34	平成12年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H13. 5. 25	144,900,000	6,335,645	104,690,687	40,209,313	1.60	R13. 3. 25	112年金資金
35	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 25	11,500,000	506,847	7,623,852	3,876,148	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金
36	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 25	248,400,000	10,947,902	164,675,232	83,724,768	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金
37	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 28	9,400,000	461,158	6,936,604	2,463,396	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
38	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 28	201,600,000	9,890,362	148,768,006	52,831,994	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
39	平成13年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H14. 5. 30	33,000,000	1,602,748	24,489,883	8,510,117	2.00	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
40	平成14年度	上水道事業	H15. 3. 25	32,700,000	1,367,025	21,154,535	11,545,465	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
41	平成14年度	上水道整備事業	H15. 3. 25	28,000,000	1,296,935	19,841,022	8,158,978	1.35	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
42	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 25	53,800,000	2,249,111	34,804,707	18,995,293	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
43	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 3. 25	91,000,000	3,804,259	58,870,415	32,129,585	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
44	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 28	46,200,000	2,125,824	32,896,837	13,303,163	1.20	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
45	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 26	91,000,000	3,765,223	59,629,450	31,370,550	0.90	R15. 3. 25	110財政融資資金
46	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 29	47,000,000	2,133,532	33,788,529	13,211,471	0.90	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
47	平成15年度	第二次拡張事業	H16. 3. 25	50,300,000	2,113,945	29,256,262	21,043,738	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
48	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 25	78,600,000	3,303,300	45,716,541	32,883,459	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
49	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業第二次拡張	H16. 3. 30	49,700,000	2,312,426	32,228,627	17,471,373	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
50	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 30	77,400,000	3,601,243	50,191,061	27,208,939	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
51	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 5. 27	93,900,000	3,953,910	54,339,288	39,560,712	2.10	R16. 3. 25	110財政融資資金
52	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 9. 20	53,400,000	2,500,013	34,358,119	19,041,881	2.10	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
53	平成16年度	上水道事業	H17. 3. 30	51,400,000	2,356,630	30,664,918	20,735,082	2.10	R15. 3. 22	201公営企業金融公庫
54	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	70,500,000	2,904,504	38,042,412	32,457,588	2.00	R17. 3. 25	110財政融資資金
55	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	40,500,000	1,849,072	24,378,395	16,121,605	1.90	R15. 3. 20	201公営企業金融公庫
56	平成17年度	上水道事業	H17. 9. 30	50,600,000	2,064,011	26,256,688	24,343,312	2.00	R17. 9. 3	110財政融資資金
57	平成17年度	上水道事業	H18. 3. 27	279,000,000	11,267,308	138,202,188	140,797,812	2.10	R18. 3. 3	110財政融資資金
58	平成17年度	上水道事業債	H18. 3. 30	233,400,000	10,468,421	129,189,711	104,210,289	2.00	R16. 3. 21	201公営企業金融公庫

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
59	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 29	184, 400, 000	7, 444, 978	90, 214, 994	94, 185, 006	2. 30	R18. 3. 25	110財政融資資金
60	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 30	149, 000, 000	6, 704, 042	81, 236, 651	67, 763, 349	2. 30	R16. 3. 20	201公営企業金融公庫
61	平成18年度	上水道事業	H19. 3. 26	38, 800, 000	1, 534, 528	17, 652, 593	21, 147, 407	2. 10	R19. 3. 1	110財政融資資金
62	平成18年度	上水道事業債	H19. 3. 29	31, 200, 000	1, 371, 998	15, 738, 426	15, 461, 574	2. 15	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫
63	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 24	168, 700, 000	6, 672, 037	76, 752, 382	91, 947, 618	2. 10	R19. 3. 25	110財政融資資金
64	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 30	138, 000, 000	6, 068, 232	69, 806, 463	68, 193, 537	2. 10	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫
65	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 25	83, 100, 000	3, 218, 635	34, 520, 907	48, 579, 093	2. 10	R20. 3. 1	110財政融資資金
66	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 27	51, 500, 000	1, 990, 548	21, 238, 766	30, 261, 234	2. 20	R20. 3. 25	110財政融資資金
67	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 29	41, 500, 000	1, 785, 484	19, 050, 767	22, 449, 233	2. 20	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
68	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 28	66, 900, 000	2, 880, 956	30, 899, 185	36, 000, 815	2. 10	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
69	平成20年度	上水道事業	H21. 3. 25	57, 700, 000	2, 442, 441	24, 486, 670	33, 213, 330	1. 90	R19. 3. 20	201公営企業金融公庫
70	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	68, 300, 000	2, 880, 438	28, 604, 560	39, 695, 440	2. 10	R19. 3. 20	200公営企業機構資金
71	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	93, 200, 000	3, 535, 200	35, 106, 756	58, 093, 244	2. 10	R21. 3. 25	110財政融資資金
72	平成20年度	上水道事業	H21. 10. 29	6, 300, 000	264, 169	2, 539, 616	3, 760, 384	1. 90	R19. 9. 20	201公共団体金融機構
73	平成21年度	上水道事業	H21. 10. 27	79, 500, 000	2, 994, 729	28, 660, 018	50, 839, 982	2. 00	R21. 9. 25	110財政融資資金
74	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	90, 000, 000	3, 343, 243	30, 487, 557	59, 512, 443	2. 10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
75	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	1, 200, 000	44, 577	406, 500	793, 500	2. 10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
76	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	30, 500, 000	1, 137, 546	10, 418, 034	20, 081, 966	2. 00	R22. 3. 25	110財政融資資金
77	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	9, 600, 000	358, 047	3, 279, 118	6, 320, 882	2. 00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
78	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	15, 300, 000	570, 637	5, 226, 095	10, 073, 905	2. 00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
79	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	311, 900, 000	11, 569, 130	101, 554, 214	210, 345, 786	1. 90	R22. 9. 25	110財政融資資金
80	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	51, 200, 000	1, 899, 132	16, 670, 650	34, 529, 350	1. 90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
81	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	69, 800, 000	2, 589, 052	22, 726, 784	47, 073, 216	1. 90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
82	平成22年度	上水道事業	H23. 3. 25	385, 000, 000	14, 146, 199	118, 181, 425	266, 818, 575	1. 90	R23. 3. 1	110財政融資資金
83	平成23年度	上水道事業	H25. 1. 29	167, 400, 000	6, 055, 493	43, 013, 417	124, 386, 583	1. 70	R24. 9. 25	110財政融資資金
84	平成24年度	上水道事業	H26. 3. 25	776, 700, 000	28, 035, 297	162, 492, 128	614, 207, 872	1. 40	R26. 3. 1	110財政融資資金
85	平成25年度	上水道事業	H26. 3. 25	1, 090, 700, 000	39, 498, 675	192, 851, 388	897, 848, 612	1. 20	R27. 3. 1	110財政融資資金
86	平成26年度	上水道事業	H26. 3. 25	379, 100, 000	13, 770, 844	60, 796, 378	318, 303, 622	1. 10	R27. 9. 25	110財政融資資金
87	平成27年度	上水道事業	H27. 3. 25	437, 700, 000	16, 848, 822	58, 677, 491	379, 022, 509	0. 40	R28. 9. 25	110財政融資資金

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
88	平成28年度	上水道事業	H28. 3. 30	280,000,000	10,538,873	31,428,145	248,571,855	0.60	R29. 3. 20	201公共団体金融機構
89	平成28年度	上水道事業	H29. 11. 29	59,100,000	2,217,802	5,519,690	53,580,310	0.60	R29. 9. 20	201公共団体金融機構
90	平成29年度	上水道事業	H30. 3. 26	140,600,000	5,260,409	10,489,398	130,110,602	0.60	R30. 3. 20	201公共団体金融機構
91	平成29年度	上水道事業	H31. 3. 25	60,300,000	2,270,234	2,270,234	58,029,766	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
92	平成30年度	上水道事業	H31. 3. 25	135,500,000	5,101,437	5,101,437	130,398,563	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
93	平成30年度	上水道事業	R2. 3. 26	73,700,000	0	0	73,700,000	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構
94	令和元年度	上水道事業	R2. 3. 26	114,600,000	0	0	114,600,000	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構
95	令和元年度	上水道事業	R3. 3. 25	122,400,000	0	0	122,400,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
96	令和2年度	上水道事業	R3. 3. 25	184,700,000	0	0	184,700,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
97	令和2年度	上水道事業	R4. 3. 24	90,300,000	0	0	90,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
98	令和3年度	上水道事業	R4. 3. 24	61,200,000	0	0	61,200,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
99	令和3年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R4. 3. 24	33,300,000	0	0	33,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
100	令和3年度	上水道事業	R5. 3. 30	101,500,000	0	0	101,500,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
101	令和4年度	上水道事業	R5. 3. 30	50,000,000	0	0	50,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
102	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R5. 3. 30	8,000,000	0	0	8,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
103	令和4年度	上水道事業	R6. 3. 28	88,800,000	0	0	88,800,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
104	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	36,000,000	0	0	36,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
105	令和5年度	上水道事業	R6. 3. 28	140,000,000	0	0	140,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
106	令和5年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	40,000,000	0	0	40,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
107	令和5年度	上水道事業	R7. 3. 27	39,000,000	0	0	39,000,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
108	令和6年度	上水道事業	R7. 3. 27	72,400,000	0	0	72,400,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
109	令和6年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R7. 3. 27	9,000,000	0	0	9,000,000	2.10	R37. 3. 20	201公共団体金融機構
合計				11,990,900,000	456,053,890	5,290,256,673	6,700,643,327			

議案第 105 号

令和 6 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について

令和 6 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算書

令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 温泉事業収益	69,840,000	△ 433,000	0	69,407,000	66,249,710	△ 3,157,290	5,262,695
第1項 営業収益	54,202,000	0	0	54,202,000	60,460,570	6,258,570	5,262,695
第2項 営業外収益	15,638,000	△ 433,000	0	15,205,000	5,789,140	△ 9,415,860	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費 支出 額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額					合 計
第1款 温泉事業費用	69,840,000	△ 433,000	0	0	0	69,407,000	0	69,407,000	61,521,352	0	7,885,648	2,857,798
第1項 営業費用	64,407,000	△ 917,000	0	0	0	63,490,000	0	63,490,000	58,490,712	0	4,999,288	2,857,408
第2項 営業外費用	2,704,000	0	0	0	0	2,704,000	0	2,704,000	2,357,500	0	346,500	0
第3項 特別損失	229,000	484,000	0	0	0	713,000	0	713,000	673,140	0	39,860	390
第4項 予備費	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000	0	2,500,000	0	0	2,500,000	0

令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 温泉供給収益	52,637,875	
(2) その他営業収益	2,560,000	55,197,875

2. 営業費用

(1) 温泉管理費	25,974,559	
(2) 総係費	9,662,162	
(3) 減価償却費	19,996,583	
(4) 資産減耗費	0	55,633,304

営 業 利 益 △ 435,429

3. 営業外収益

(1) 受取利息	179,240	
(2) 他会計補助金	5,605,000	
(3) 雑収益	53,120	5,837,360

4. 営業外費用

(1) 雑支出	823	823	5,836,537
---------	-----	-----	-----------

経 常 利 益 5,401,108

5. 特別利益

(1) その他特別利益	0	0
-------------	---	---

6. 特別損失

(2) 過年度損益修正損	672,750	672,750	△ 672,750
--------------	---------	---------	-----------

当 年 度 純 利 益 4,728,358

前年度繰越利益剰余金 55,908

当年度末処分利益剰余金 4,784,266

令和 6 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金					資本合計
		利益剰余金					
		減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	94, 200, 000	16, 155, 908	285, 015, 908	852, 180, 236
前年度処分額	0	0	0	16, 100, 000	△ 16, 100, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	16, 100, 000	△ 16, 100, 000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	16, 100, 000	△ 16, 100, 000	0	0
					(繰越利益剰余金)		
処分後残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	110, 300, 000	55, 908	285, 015, 908	852, 180, 236
当年度変動額	0	0	0	0	4, 728, 358	4, 728, 358	4, 728, 358
当年度純利益	0	0	0	0	4, 728, 358	4, 728, 358	4, 728, 358
					(当年度未処分利益剰余金)		
当年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	110, 300, 000	4, 784, 266	289, 744, 266	856, 908, 594

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和 6 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	567, 164, 328	0	4, 784, 266
議会の議決による処分数額	0	0	△ 4, 700, 000
建設改良積立金への積立	0	0	△ 4, 700, 000
処分後残高	567, 164, 328	0	（繰越利益剰余金） 84, 266

令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		9,695,666	
ロ. 建物	25,686,846		
減価償却累計額	<u>△18,762,657</u>	6,924,189	
ハ. 構築物	805,142,632		
減価償却累計額	<u>△561,588,606</u>	243,554,026	
ニ. 機械及び装置	106,947,341		
減価償却累計額	<u>△72,091,287</u>	34,856,054	
ホ. 車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計		<u>295,029,935</u>	
固定資産合計			295,029,935

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		557,407,122	
(2) 未収金	8,552,792		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 144,748</u>	8,408,044	
(4) 前払費用		0	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			565,815,166
資産合計			<u>860,845,101</u>

負債の部

3. 流動負債

(1) 未払金		3,410,507	
(2) 引当金		<u>526,000</u>	
流動負債合計			<u>3,936,507</u>
負債合計			<u>3,936,507</u>

資本の部

4. 資本金

(1) 資本金			
イ. 固有資本金		567,164,328	
資本金合計			567,164,328

5. 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ. 利益積立金	174,660,000		
ロ. 建設改良積立金	110,300,000		
ハ. 当年度未処分利益剰余金	<u>4,784,266</u>		
利益剰余金合計		<u>289,744,266</u>	
剰余金合計			<u>289,744,266</u>
資本合計			<u>856,908,594</u>
負債、資本合計			<u>860,845,101</u>

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 減価償却の方法 定額法

(2) 主な耐用年数

建物	50年
構築物	10～58年
機械及び装置	8～17年
車両運搬具	5年

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。

(3) 賞与引当金 職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

3. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給湯状況について、契約件数は142件で、総配湯量242,239³m、有収湯量は242,239³mとなり、有効率については100%となりました。
有収湯量は前年度に対して12,385³mの増、温泉供給収益は前年度に対して2,730,900円の増となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費にかかる資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(経理)

収益的収支では収入 61,035,235円に対して、支出 56,306,877円で差引き 4,728,358 円の当期純利益となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は109.71%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は94.61%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、69.57%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 61 号	令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）	令和6年6月10日	令和6年6月26日
第 118 号	令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 136 号	令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）	令和6年12月2日	令和6年12月18日
第 16 号	令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第3号）	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 36 号	令和7年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算	令和7年2月20日	令和7年3月21日

2. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較	
				増 減	比 率 %
契 約 件 数	件	142	143	△1	99.3
契 約 口 数	口	235.6	238.1	△2.5	99.0
配 湯 件 数	件	126	126	0	100.0
配 湯 世 帯 数	戸	126	126	0	100.0
総 配 湯 量	m ³	242,239	229,854	12,385	105.4
有 効 湯 量	m ³	242,239	229,854	12,385	105.4
有 効 率	%	100.0	100.0	0.0	100.0
月 最 大 配 湯 量	m ³	22,986	22,896	90	100.4
1 日 平 均 配 湯 量	m ³	664	628	36	105.7

$$\text{供給単価} = \frac{\text{供給収益} \quad 52,637,875}{\text{有収湯量} \quad 242,239} = \underline{\underline{217.3 \text{ 円/m}^3}}$$

$$\text{給湯原価} = \frac{\text{経常費用} \quad 55,634,127}{\text{有収湯量} \quad 242,239} = \underline{\underline{229.7 \text{ 円/m}^3}}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	温 泉 供 給 収 益	52,637,875
	そ の 他 営 業 収 益	2,560,000
営 業 外 収 益	受 取 利 息	179,240
	他 会 計 補 助 金	5,605,000
	雑 収 益	53,120
特 別 利 益	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	61,035,235

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	温 泉 管 理 費	25,974,559
	総 係 費	9,662,162
	減 価 償 却 費	19,996,583
	資 産 減 耗 費	0
営 業 外 費 用	雑 支 出	823
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	672,750
	合 計	56,306,877

3. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 収益的収入の他会計補助金5,605,000円については、全額減価償却費の不課税仕入（特定収入以外）に充当した。

令和 6 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業	間接法	(単位：円)
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
1.	当年度純利益	4, 728, 358
2.	キャッシュ・フローへの調整額	
	減価償却費	19, 996, 583
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	526, 000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	21, 748
	受取利息	△ 179, 240
	固定資産除却損	0
	未収金の増減額 (△は増加)	11, 781, 335
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 4, 413, 453
	前払金の増加額 (△は増加)	0
	小計	32, 461, 331
	受取利息	179, 240
	業務活動によるキャッシュ・フロー	32, 640, 571
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の売却による収入	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV	資金増加 (減少) 額	32, 640, 571
V	資金期首残高	524, 766, 551
VI	資金期末残高	557, 407, 122

令和 6 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業収益				61,035,235	
	営業収益			55,197,875	
		温泉供給収益		52,637,875	
			温泉供給収益	52,637,875	
		その他営業収益		2,560,000	
			手数料	2,000,000	
			他会計負担金	560,000	
			雑収益	0	
	営業外収益			5,837,360	
		受取利息		179,240	
			預金利息	179,240	
		他会計補助金		5,605,000	
			他会計補助金	5,605,000	
		雑収益		53,120	
			雑収益	53,120	
	特別利益			0	
		固定資産売却益		0	
			固定資産売却益	0	
合計				61,035,235	

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業費用				56,306,877	
	営業費用			55,633,304	
		温泉管理費		25,974,559	
			備用品費	15,800	
			加熱費	15,563,636	
			燃料費	0	
			動力費	6,768,052	
			光熱水費	0	
			修繕費	60,600	
			通信運搬費	0	
			手数料	0	
			保険料	2,595	
			委託料	1,860,315	
			賃借料	241,979	
			薬品費	1,344,000	
			材料費	99,400	
			公課費	0	
			負担金	18,182	
		総係費		9,662,162	
			給料	3,076,800	
			手当	1,596,676	
			賞与引当金繰入額	526,000	
			法定福利費	874,348	

款	項	目	節	金額	備考
			旅費	0	
			退職手当組合負担金	360,360	
			備用品費	178,563	
			印刷製本費	18,000	
			通信運搬費	0	
			手数料	47,685	
			委託料	0	
			賃借料	664,436	
			研修費	0	
			会費負担金	30,000	
			負担金	2,144,546	
			貸倒引当金繰入額	144,748	
		減価償却費		19,996,583	
			有形固定資産減価償却費	19,996,583	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
	営業外費用			823	
		雑支出		823	
			営業外雑支出	823	
	特別損失			672,750	
		過年度損益修正損		672,750	
			過年度損益修正損	672,750	
合計				56,306,877	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 現 在 額	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 年 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額			年 度 末 現 在 額
					当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	累 計	
土 地	9,695,666	0	0	9,695,666	0	0	0	9,695,666
建 物	25,686,846	0	0	25,686,846	243,771	0	18,762,657	6,924,189
構 築 物	805,142,632	0	0	805,142,632	16,338,815	0	561,588,606	243,554,026
機 械 及 び 装 置	106,947,341	0	0	106,947,341	3,413,997	0	72,091,287	34,856,054
車 両 運 搬 具	0	0	0	0	0	0	0	0
計	947,472,485	0	0	947,472,485	19,996,583	0	652,442,550	295,029,935

議案第 106 号

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度

笛吹市公共下水道事業会計決算書

令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	1, 892, 488, 000	13, 212, 000	0	1, 905, 700, 000	1, 923, 812, 461	18, 112, 461	64, 854, 606
第1項 営業収益	701, 317, 000	17, 286, 000	0	718, 603, 000	714, 403, 467	△ 4, 199, 533	64, 841, 939
第2項 営業外収益	1, 191, 030, 000	△ 4, 074, 000	0	1, 186, 956, 000	1, 209, 202, 382	22, 246, 382	6
第3項 特別利益	141, 000	0	0	141, 000	206, 612	65, 612	12, 661

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費用	1,892,488,000	13,212,000	0	0	0	1,905,700,000	0	1,905,700,000	1,851,047,866	2,167,000	52,485,134	51,659,050
第1項 営業費用	1,694,240,000	18,207,000	0	0	0	1,712,447,000	0	1,712,447,000	1,673,500,112	2,167,000	36,779,888	51,659,050
第2項 営業外費用	190,701,000	△ 5,394,000	0	0	0	185,307,000	0	185,307,000	174,764,554	0	10,542,446	0
第3項 特別損失	2,547,000	399,000	0	0	0	2,946,000	0	2,946,000	2,783,200	0	162,800	0
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 下水道事業資本的収入	1,292,649,000	0	1,292,649,000	85,300,000	0	1,377,949,000	966,576,920	△ 411,372,080	0
第1項 企業債	596,200,000	0	596,200,000	61,400,000	0	657,600,000	345,700,000	△ 311,900,000	0
第2項 出資金	410,828,000	0	410,828,000	0	0	410,828,000	410,828,000	0	0
第3項 負担金	221,405,000	0	221,405,000	0	0	221,405,000	129,798,920	△ 91,606,080	0
第4項 補助金	64,216,000	0	64,216,000	23,900,000	0	88,116,000	80,250,000	△ 7,866,000	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 下水道事業資本的支出	2,037,291,000	3,070,000	0	2,040,361,000	97,900,000	0	2,138,261,000	1,702,137,718	0	0	0	436,123,282	47,684,248
第1項 建設改良費	939,244,000	3,070,000	0	942,314,000	97,900,000	0	1,040,214,000	604,391,557	0	0	0	435,822,443	47,684,248
第2項 企業債償還金	1,097,747,000	0	0	1,097,747,000	0	0	1,097,747,000	1,097,746,161	0	0	0	839	0
第3項 その他資本的支出	300,000	0	0	300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	300,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 735,560,798円は、過年度分損益勘定留保資金 100,066,957円、当年度分消費税資本的収支調整額 29,176,246円、当年度分損益勘定留保資金 606,317,595円で補てんした。

令和6年度 笛吹市公共下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 下水道使用料	648,504,828	
(2) 受託工事収益	0	
(3) その他営業収益	1,056,700	649,561,528

2. 営業費用

(1) 管渠費	89,725,634	
(2) 受託工事費	0	
(3) 総係費	65,469,737	
(4) 流域下水道維持管理費	395,386,791	
(5) 減価償却費	1,050,542,514	
(6) 資産減耗費	20,716,386	
(7) 加入促進費	0	
(8) その他営業費用	0	1,621,841,062

営業利益

△ 972,279,534

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	493,409	
(2) 他会計補助金	758,669,000	
(3) 他会計負担金	2,867,162	
(4) 国庫補助金	0	
(5) 長期前受金戻入	411,340,134	
(6) 雑収益	20,961,971	1,194,331,676

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	155,851,030	
(2) 雑支出	19,617,992	175,469,022
		1,018,862,654

経常利益

46,583,120

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	193,951	
(2) その他特別利益	0	193,951

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	2,783,200	
(2) その他特別損失	0	2,783,200
		△ 2,589,249

当年度純利益

43,993,871

前年度繰越利益剰余金

17,968

当年度未処分利益剰余金

44,011,839

令和6年度 笛吹市公共下水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	6,586,322,980	0	0	0	633,800,000	20,000,000	73,600,000	61,217,968	788,617,968	7,374,940,948
前年度処分額	0	0	0	0	60,000,000	0	1,200,000	△ 61,200,000	0	0
議会	議会の議決による処分額	0	0	0	60,000,000	0	1,200,000	△ 61,200,000	0	0
減債積立金	減債積立金の積立	0	0	0	60,000,000	0	0	△ 60,000,000	0	0
利益積立金	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	1,200,000	△ 1,200,000	0	0
条例	条例による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利益積立金	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度資本金への繰入れ	410,828,000	0	0	0	0	0	0	0	0	410,828,000
処分後残高	6,997,150,980	0	0	0	693,800,000	20,000,000	74,800,000	(繰越利益剰余金) 17,968	788,617,968	7,785,768,948
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	43,993,871	43,993,871	43,993,871
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	43,993,871	43,993,871	43,993,871
当年度末残高	6,997,150,980	0	0	0	693,800,000	20,000,000	74,800,000	(当年度未処分利益剰余金) 44,011,839	832,611,839	7,829,762,819

別表第十三号（第十二条関係）

令和6年度 笛吹市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,997,150,980	0	44,011,839
議会の議決による処分額	0	0	△ 44,000,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 40,000,000
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 4,000,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	6,997,150,980	0	(繰越利益剰余金) 11,839

令和 6 年度 笛吹市公共下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 構築物	33,860,075,206		
減価償却累計額	△7,773,346,265	26,086,728,941	
ロ. 機械及び装置	726,920,862		
減価償却累計額	△344,832,852	382,088,010	
ハ. 車両運搬具	1,290,000		
減価償却累計額	△1,225,500	64,500	
ニ. 工具、器具及び備品	4,937,667		
減価償却累計額	△1,703,700	3,233,967	
有形固定資産合計			26,472,115,418

(2) 無形固定資産

イ. 施設利用権		2,520,569,381	
無形固定資産合計			2,520,569,381
固定資産合計			28,992,684,799

2. 流動資産

(1) 現金・預金		1,006,285,656	
(2) 未収金	118,958,447		
(3) 貸倒引当金	△ 814,632	118,143,815	
(4) 前払費用		182,860	
(5) 前払金		0	
流動資産合計			1,124,612,331
資産合計			30,117,297,130

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	8,412,342,897	
固定負債合計		8,412,342,897

4. 流動負債

(1) 企業債	1,019,061,561	
(2) 未払金	206,499,829	
(3) 引当金	2,457,000	
(4) その他流動負債	268,186	
流動負債合計		1,228,286,576

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	15,796,099,004	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 3,149,194,166	
繰延収益合計		12,646,904,838
負債合計		22,287,534,311

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	4,729,087,980	
(2) 繰入資本金	2,268,063,000	
資本金合計		6,997,150,980

7. 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	693,800,000	
ロ. 利益積立金	20,000,000	
ハ. 建設改良積立金	74,800,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	44,011,839	
利益剰余金合計		832,611,839
剰余金合計		832,611,839
資本合計		7,829,762,819
負債、資本合計		30,117,297,130

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 9～20年
 - 車両運搬具 4～5年
 - 工具、器具及び備品 5～15年
- (2) 無形固定資産
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数
 - 流域下水道施設利用権 45年

※ 2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は708,038,000円である。

※ 4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和6年度 笛吹市公共下水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

有収水量は前年度に対して74,888m³増加、下水道使用料収入も前年度に対して11,541,360円増加し、新型コロナウイルスの蔓延以前の数値に戻りつつあります。

水洗化戸数については前年度に対して64戸増え、17,225戸となりました。

また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

建設改良においては管路建設改良費に446,036,238円を投じ、新規に1,196.25mの污水管を整備しました。

下水道普及のための管渠布設工事のほか、新環状道路関連の管渠布設替工事や笛吹高校への災害用マンホールトイレ設置工事などを行いました。

また、老朽化したマンホールポンプの取替工事を5か所行いました。

(経理)

収益的収支では収入1,844,087,155円に対して、支出1,800,093,284円で差引き43,993,871円の当期純利益となりました。

資本的収支では、735,560,798円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経常収支比率は102.59%となり、経費回収率は87.57%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は23.48%となり、管路老朽化率は法定耐用年数を経過した管渠延長がないため、0%です。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 62 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	令和6年6月10日	令和6年6月26日
第 100 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 119 号	令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計決算認定	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 137 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	令和6年12月2日	令和6年12月18日
第 9 号	笛吹市下水道条例の一部改正	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 17 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 37 号	令和7年度 笛吹市公共下水道事業会計予算	令和6年2月20日	令和7年3月21日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和6年4月10日	令和6年度 社会資本整備総合交付金申請	国土交通大臣	令和6年6月3日
令和6年7月22日	令和6年度 下水道事業債同意申請（第1次分）	山梨県知事	令和6年8月30日
令和7年1月15日	令和6年度 下水道事業債同意申請（最終分（国の補正（第1号）分））	山梨県知事	令和7年3月24日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和7年3月31日現在	令和6年3月31日現在	増 減
事務史員	8 人	9 人	△ 1 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	8 人	9 人	△ 1 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備考
下水道管渠布設工事第1工区（御坂）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=56m、人孔1、 桝1、取付管1、付帯工 一式	8,839,600	令和6年5月21日	令和6年8月23日	金川原地内
下水道管渠布設工事第2工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=92m、人孔 3、 桝13 取付管13 付帯工 一式	19,321,500	令和6年6月25日	令和6年11月22日	河内・ 東油川地内
下水道管渠布設工事第3工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=114m、 PE管φ75L=70m、人孔11、桝3、取付管3、付帯工 一式	26,482,500	令和6年7月23日	令和7年1月31日	河内・ 今井地内
下水道管渠布設工事第4工区（御坂）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=214m、 PE管φ100L=189m、人孔12、桝13、取付管13、付帯工 一式	38,118,300	令和6年10月8日	令和7年3月14日	二之宮地内
石橋産業導入地区下水道管渠布設工事6工区	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=112m、 人孔4、付帯工 一式	14,980,900	令和6年10月29日	令和7年3月5日	石橋地内
下水道管渠布設工事第2工区（石和）繰越	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=285m、 人孔10、桝17、取付管17、付帯工 一式	68,495,900	令和5年8月29日	令和6年6月24日	小石和地内
下水道管渠布設替工事1工区（新環状関連）	管渠布設替：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=33m、 人孔2、桝1、取付管1、付帯工 一式	10,931,800	令和6年6月25日	令和6年12月20日	広瀬地内
下水道管渠布設替工事2工区（新環状関連）	管渠布設替：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=57m、 人孔3、付帯工 一式	96,871,500	令和6年8月6日	令和7年2月28日	東油川地内
災害用マンホールトイレ設置工事	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ450L=12m、 φ200L=30m、人孔7、付帯工 一式	11,385,000	令和6年6月25日	令和6年9月30日	市部地内
春日居町小松地内マンホールポンプ取替工事	ポンプ2台、水位計1	8,690,000	令和6年8月6日	令和7年2月27日	小松地内
田中地内マンホールポンプ取替工事（繰越）	ポンプ2台、制御盤1、非常通報装置1	15,400,000	令和5年12月13日	令和6年4月18日	田中地内
石橋産業導入地区舗装本復旧工事	舗装本復旧工A=1,498m ² 、上層路盤工A=672m ² 、 区画線工 一式	29,829,800	令和6年10月29日	令和7年2月28日	大坪地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
処 理 区 域 面 積	ha	2,080	2,087	△7	99.7
行 政 人 口 (a)	人	66,659	67,083	△424	99.4
処 理 区 域 内 人 口 (b)	人	43,241	40,957	2,284	105.6
処 理 区 域 内 水 洗 化 人 口 (c)	人	31,360	30,166	1,194	104.0
普 及 率 (人 口) (b/a)	%	64.9	60.7	4.2	106.9
水 洗 化 率 (人 口) (c/b)	%	72.5	73.7	△1.2	98.4
処理区域内世帯数 (公共柵設置数)	戸	17,225	17,161	64	100.4
処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	14,588	10,822	3,766	134.8
年 間 有 収 水 量	m ³	4,918,021	4,843,133	74,888	101.5

$$\text{料金単価} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{有 収 水 量}} = \frac{648,504,828}{4,918,021} = 131.9\text{円}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	下 水 道 使 用 料	648,504,828
	そ の 他 営 業 収 益	1,056,700
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	493,409
	他 会 計 補 助 金	758,669,000
	他 会 計 負 担 金	2,867,162
	国 庫 補 助 金	0
	長 期 前 受 金 戻 入	411,340,134
	雑 収 益	20,961,971
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	193,951
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	1,844,087,155

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	管 渠 費	89,725,634
	総 係 費	65,469,737
	流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	395,386,791
	減 価 償 却 費	1,050,542,514
	資 産 減 耗 費	20,716,386
	加 入 促 進 費	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	155,851,030
	雑 支 出	19,617,992
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	2,783,200
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	1,800,093,284

4. 会計

(1) 主要契約の要旨（1,500万円以上）

当初契約年月日	契約金額	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和6年6月24日	19,321,500 円	下水道管渠布設工事第2工区（石和）	(株)芦沢組土木	
令和6年7月22日	26,482,500 円	下水道管渠布設工事第3工区（石和）	(株)芦沢組土木	
令和6年10月7日	38,118,300 円	下水道管渠布設工事第4工区（御坂）	矢崎興業(株)	
令和5年8月28日	68,495,900 円	下水道管渠布設工事第2工区（石和）繰越	(株)中村工務店	
令和6年8月5日	96,871,500 円	下水道管渠布設替工事2工区（新環状関連）	(株)芦沢組土木	
令和5年12月12日	15,400,000 円	田中地内マンホールポンプ取替工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	
令和6年10月28日	29,829,800 円	石橋産業導入地区舗装本復旧工事	(株)渡辺工業	

(2) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	10,183,450,619 円	345,700,000 円	1,097,746,161 円	9,431,404,458 円

5. その他

(1) 補助金等の使途について

- ア 資本的収入の国庫補助金80,250,000円については、全額工事請負費等の課税仕入(特定収入)に充当しました。
- イ 資本的収入の他会計負担金44,810,700円については、全額工事請負費の課税仕入(特定収入)に充当しました。
- ウ 資本的収入の受益者負担金11,703,070円については、工事請負費の課税仕入(特定収入)に6,988,406円、報償費等の課税仕入以外(特定収入以外)に4,714,664円を充当しました。
- エ 資本的収入の工事負担金73,285,150円については、全額工事請負費の課税仕入(特定収入)に充当しました。
- オ 収益的収入の他会計補助金758,669,000円については、全額企業債利息や減価償却費等の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。
- カ 収益的収入の他会計負担金2,867,162円については、全額委託料の課税仕入（特定収入）に充当しました。
- キ 収益的収入の還付加算金16,800円については、全額減価償却費の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

令和6年度 笛吹市公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

笛吹市公共下水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	43,993,871
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	1,050,542,514
長期前受金戻入額	△ 411,340,134
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 686,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 538,368
その他流動負債の増減額 (△は減少)	23,335
受取利息及び配当金	△ 493,409
支払利息及び企業債取扱諸費	155,851,030
固定資産除却費	8,268,611
未収金の増減額 (△は増加)	59,508,428
未払金の増減額 (△は減少)	24,889,359
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 13,600
前払金の増減額 (△は増加)	23,760,000
小計	953,765,637
受取利息及び配当金	493,409
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 155,851,030
業務活動によるキャッシュ・フロー	798,408,016

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 544,259,534
国庫補助金等による収入	193,484,615
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
受贈財産の受け入れ	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 350,774,919

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	345,700,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,097,746,161
他会計からの出資による収入	410,828,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 341,218,161

IV 資金増加(減少)額	106,414,936
V 資金期首残高	899,870,720
VI 資金期末残高	1,006,285,656

令和 6 年度 笛吹市公共下水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業収益				1,844,087,155	
	営業収益			649,561,528	
		下水道使用料		648,504,828	
			下水道使用料	648,504,828	
			区域外使用料	0	
		その他営業収益		1,056,700	
			手数料	1,056,700	
			雑収益	0	
	営業外収益			1,194,331,676	
		受取利息及び配当金		493,409	
			預金利息	493,409	
		他会計補助金		758,669,000	
			一般会計補助金	758,669,000	
			他会計補助金	0	
		他会計負担金		2,867,162	
			その他会計負担金	2,867,162	
		国庫補助金		0	
			その他国庫補助金	0	
		長期前受金戻入		411,340,134	
			長期前受金戻入	411,340,134	
		雑収益		20,961,971	
			その他雑収益	20,961,971	

款	項	目	節	金額	備考
	特別利益			193,951	
		過年度損益修正益		193,951	
			過年度損益修正益	193,951	
		その他特別利益		0	
			引当金戻入	0	
合計				1,844,087,155	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業費用				1,800,093,284	
	営業費用			1,621,841,062	
		管渠費		89,725,634	
			備消品費	82,470	
			動力費	11,055,505	
			修繕費	5,834,500	
			通信運搬費	3,032,786	
			委託料	68,450,821	
			手数料	930,292	
			賃借料	170,000	
			保険料	169,260	
		総係費		65,469,737	
			給料	15,718,124	
			手当	6,428,562	
			賞与引当金繰入額	2,457,000	
			報酬	1,151,425	
			法定福利費	4,830,428	
			退職手当組合負担金	1,913,574	
			旅費	10,710	
			備消品費	744,869	
			燃料費	133,470	
			印刷製本費	63,400	
			修繕費	11,800	
			通信運搬費	227,090	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			委託料	1,470,000	
			手数料	132,088	
			賃借料	1,415,138	
			研修費	48,000	
			食糧費	0	
			負担金	27,473,637	
			保険料	57,560	
			公課費	6,600	
			貸倒引当金繰入額	814,632	
			会費負担金	361,630	
		流域下水道維持管理費		395,386,791	
		流域下水道維持管理負担金		395,386,791	
		減価償却費		1,050,542,514	
			有形固定資産減価償却費	917,534,537	
			無形固定資産減価償却費	133,007,977	
		資産減耗費		20,716,386	
			固定資産除却費	20,716,386	
		加入促進費		0	
			補助金	0	
	営業外費用			175,469,022	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		155,851,030	
			企業債利息	155,851,030	
		雑支出		19,617,992	
			その他営業外費用雑支出	19,617,992	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
	特別損失			2,783,200	
		過年度損益修正損		2,783,200	
			過年度損益修正損	2,783,200	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				1,800,093,284	

令和 6 年度 笛吹市公共下水道事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の収入				966, 576, 920	
	企業債			345, 700, 000	
		建設企業債		305, 700, 000	
			公共下水道事業債	188, 800, 000	
			流域下水道事業債	116, 900, 000	
		資本費平準化債		40, 000, 000	
			資本費平準化債	40, 000, 000	
	出資金			410, 828, 000	
		他会計出資金		410, 828, 000	
			一般会計出資金	410, 828, 000	
	負担金			129, 798, 920	
		他会計負担金		44, 810, 700	
			一般会計負担金	44, 810, 700	
		受益者負担金		11, 703, 070	
			受益者負担金	11, 703, 070	
		工事負担金		73, 285, 150	
			工事負担金	73, 285, 150	
	補助金			80, 250, 000	
		国庫補助金		80, 250, 000	
			国庫補助金	80, 250, 000	
		他会計補助金		0	
			一般会計補助金	0	
合計				966, 576, 920	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の支出				1,654,453,470	
	建設改良費			556,707,309	
		管路建設改良費		446,036,238	
			給料	13,149,000	
			手当	7,961,709	
			法定福利費	5,828,859	
			材料費	3,560,245	
			委託料	20,319,000	
			賃借料	189,900	
			補償金	52,686,304	
			工事請負費	330,439,000	
			負担金	11,902,221	
		流域下水道建設費		108,654,711	
			流域下水道建設負担金	108,654,711	
		総係費		2,016,360	
			報償費	328,360	
			委託料	400,000	
			備品購入費	1,288,000	
	企業債償還金			1,097,746,161	
		企業債償還金		1,097,746,161	
			下水道事業債元金償還金	1,097,746,161	
	その他資本的支出			0	
		返還金		0	
			受益者負担金返還金	0	
合計				1,654,453,470	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在 額	当 年 度 額 増 加 額	当 年 度 額 減 少 額	当 年 度 額 現 在 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在 額
					当 年 度 償 却 額	累 計	
構 築 物	33,467,713,530	412,893,139	20,531,463	33,860,075,206	878,906,678	7,773,346,265	26,086,728,941
機 械 及 び 装 置	699,296,901	40,256,659	12,632,698	726,920,862	25,628,144	344,832,852	382,088,010
車 両 運 搬 具	1,290,000	0	0	1,290,000	0	1,225,500	64,500
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	3,249,667	1,688,000	0	4,937,667	551,940	1,703,700	3,233,967
施 設 利 用 権	2,544,922,647	108,654,711	0	2,653,577,358	133,007,977	0	2,520,569,381
計	36,716,472,745	563,492,509	33,164,161	37,246,801,093	1,038,094,739	8,121,108,317	28,992,684,799

企業債明細書

単位:円

	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
				当年度償還高	償還高累計				
1	平成5年度 準公営企業債 公共下水道事業	H6.9.26	7,200,000	236,022	7,200,000	0	4.50	R6.9.1	資金運用部
2	平成5年度 準公営企業債 流域下水道事業	H6.9.26	12,800,000	419,594	12,800,000	0	4.50	R6.9.1	資金運用部
3	平成5年度 準公営企業債(公共)	H7.3.31	6,400,000	420,921	6,400,000	0	4.65	R7.3.31	(旧)簡保資金
4	平成5年度 準公営企業債(流域)	H7.3.27	3,700,000	243,345	3,700,000	0	4.65	R7.3.1	資金運用部
5	平成5年度 準公営企業債(公共)	H7.3.31	147,300,000	9,687,748	147,300,000	0	4.65	R7.3.31	(旧)簡保資金
6	平成6年度 準公営企業債 (流域下水道事業)	H7.5.26	51,600,000	3,141,589	51,600,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
7	平成6年度 準公営企業債(公共下水道事業)	H7.5.26	181,000,000	11,019,914	181,000,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
8	平成6年度 流域下水道事業	H7.5.19	20,600,000	1,254,200	20,600,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
9	平成6年度 特定環境保全公共下水道事業	H7.5.19	206,700,000	12,584,620	206,700,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
10	平成6年度 流域下水道事業	H7.5.26	25,700,000	1,564,706	25,700,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
11	平成6年度 公共下水道事業	H7.5.30	221,700,000	13,497,872	221,700,000	0	3.85	R7.3.31	(旧)簡保資金
12	平成6年度 下水道整備事業	H7.4.20	13,400,000	844,204	13,400,000	0	4.20	R7.3.25	資金運用部
13	平成6年度 特定環境保全公共下水道事業	H7.4.20	130,300,000	8,208,938	130,300,000	0	4.20	R7.3.25	資金運用部
14	平成6年度 三柵・石橋・寺尾地区	H7.5.19	94,200,000	5,735,226	94,200,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
15	平成6年度 県負担金	H7.5.19	10,100,000	614,924	10,100,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
16	平成6年度 準公営企業債(流域)	H7.5.26	14,800,000	901,076	14,800,000	0	3.85	R7.3.25	資金運用部
17	平成6年度 準公営企業債(公共)	H7.9.29	110,600,000	6,340,969	110,600,000	0	3.25	R7.3.31	(旧)簡保資金
18	平成7年度 準公営企業債(流域下水道事業)	H8.5.20	45,600,000	2,566,412	42,945,588	2,654,412	3.40	R8.3.25	資金運用部
19	平成7年度 準公営企業債(公共下水道事業)	H8.5.30	178,500,000	10,046,153	168,109,374	10,390,626	3.40	R8.3.31	(旧)簡保資金
20	平成7年度 流域下水道事業	H8.5.20	18,200,000	1,024,313	17,140,564	1,059,436	3.40	R8.3.25	資金運用部
21	平成7年度 特定環境保全公共下水道事業	H8.5.20	253,700,000	14,278,482	238,931,924	14,768,076	3.40	R8.3.25	資金運用部
22	平成7年度 流域下水道事業	H8.5.27	22,600,000	1,271,950	21,284,436	1,315,564	3.40	R8.3.25	資金運用部
23	平成7年度 公共下水道事業	H8.5.27	259,600,000	14,610,539	244,488,480	15,111,520	3.40	R8.3.25	資金運用部
24	平成7年度 下水道整備事業	H8.5.7	11,900,000	669,743	11,207,292	692,708	3.40	R8.3.25	資金運用部
25	平成7年度 特定環境保全公共下水道事業	H8.5.7	164,700,000	9,269,475	155,112,684	9,587,316	3.40	R8.3.25	資金運用部
26	平成7年度 特定環境保全公共下水道事業 石橋・中寺尾	H8.5.20	156,900,000	8,830,484	147,766,728	9,133,272	3.40	R8.3.25	資金運用部
27	平成7年度 県営峡東流域下水道事業負担金 補正予算債	H8.5.20	9,000,000	506,529	8,476,103	523,897	3.40	R8.3.25	資金運用部
28	平成7年度 準公営企業債(公共)	H8.5.27	129,500,000	7,288,385	121,961,703	7,538,297	3.40	R8.3.25	資金運用部
29	平成7年度 準公営企業債(流域)	H8.5.27	13,100,000	737,280	12,337,439	762,561	3.40	R8.3.25	資金運用部
30	平成8年度 準公営企業債(流域下水道事業)	H9.5.20	30,400,000	1,547,439	27,182,579	3,217,421	2.60	R9.3.25	資金運用部
31	平成8年度 準公営企業債(流域下水道事業)	H9.5.23	14,400,000	823,756	14,400,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
32	平成8年度 準公営企業債(公共下水道事業)	H9.5.20	170,600,000	8,683,981	152,544,336	18,055,664	2.60	R9.3.25	資金運用部
33	平成8年度 準公営企業債(公共下水道事業)	H9.5.23	21,800,000	1,247,075	21,800,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
34	平成8年度 準公営企業債(公共下水・特利)	H9.5.23	58,500,000	3,346,508	58,500,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
35	平成8年度 流域下水道事業	H9.5.20	12,100,000	615,921	10,819,381	1,280,619	2.60	R9.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
36	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.5.20	214,600,000	10,923,695	191,887,542	22,712,458	2.60	R9.3.25	資金運用部
37	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.23	5,800,000	331,790	5,800,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
38	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.5.23	21,800,000	1,247,075	21,800,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
39	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H9.5.23	79,300,000	4,536,378	79,300,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
40	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.26	15,100,000	768,629	13,501,871	1,598,129	2.60	R9.3.25	資金運用部
41	平成8年度	公共下水道事業	H9.5.23	43,500,000	2,488,429	43,500,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
42	平成8年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H9.5.23	61,700,000	3,529,565	61,700,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
43	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.23	7,200,000	411,878	7,200,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
44	平成8年度	公共下水道事業	H9.9.25	223,400,000	11,135,277	194,320,812	29,079,188	2.50	R9.3.1	資金運用部
45	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.10	23,900,000	1,387,213	23,900,000	0	2.80	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
46	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.10	69,900,000	4,037,609	69,900,000	0	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
47	平成8年度	下水道整備事業	H9.4.21	7,900,000	405,574	7,055,478	844,522	2.70	R9.3.25	資金運用部
48	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.21	199,600,000	10,247,171	178,262,463	21,337,537	2.70	R9.3.25	資金運用部
49	平成8年度	下水道整備事業	H9.4.21	3,800,000	220,561	3,800,000	0	2.80	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
50	平成8年度	石橋・中寺尾	H9.5.20	201,100,000	10,236,510	179,816,331	21,283,669	2.60	R9.3.25	資金運用部
51	平成8年度	石橋・中寺尾	H9.4.30	38,300,000	2,212,310	38,300,000	0	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
52	平成8年度	石橋・中寺尾(臨時特利分)	H9.4.30	56,500,000	3,263,590	56,500,000	0	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
53	平成8年度	流域下水負担金うち補正債100千円	H9.5.20	5,900,000	300,325	5,275,566	624,434	2.60	R9.3.25	資金運用部
54	平成8年度	流域下水負担金	H9.4.30	2,800,000	161,736	2,800,000	0	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
55	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.23	17,400,000	995,371	17,400,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
56	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.23	42,500,000	2,431,223	42,500,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
57	平成8年度	準公営企業債(流域)	H9.5.23	4,100,000	234,542	4,100,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
58	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.26	127,500,000	6,490,079	114,005,880	13,494,120	2.60	R9.3.25	資金運用部
59	平成8年度	準公営企業債(流域)	H9.5.26	8,800,000	447,943	7,868,641	931,359	2.60	R9.3.25	資金運用部
60	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.19	20,500,000	970,814	17,468,902	3,031,098	2.00	R10.3.25	資金運用部
61	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.11	10,600,000	562,526	10,025,599	574,401	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
62	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.19	162,000,000	7,671,796	138,046,933	23,953,067	2.00	R10.3.25	資金運用部
63	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.11	24,600,000	1,305,486	23,266,956	1,333,044	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
64	平成9年度	準公営企業債(公共下水・特利)	H10.5.11	61,700,000	3,259,622	58,373,213	3,326,787	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
65	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.19	8,300,000	393,061	7,072,776	1,227,224	2.00	R10.3.25	資金運用部
66	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	174,100,000	8,244,813	148,357,847	25,742,153	2.00	R10.3.25	資金運用部
67	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	4,300,000	228,194	4,066,988	233,012	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
68	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.20	25,600,000	1,358,553	24,212,767	1,387,233	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
69	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H10.5.20	65,000,000	3,433,962	61,495,281	3,504,719	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
70	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	5,400,000	286,570	5,107,380	292,620	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
71	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.25	10,300,000	487,775	8,777,059	1,522,941	2.00	R10.3.25	資金運用部
72	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	36,900,000	1,958,227	34,900,433	1,999,567	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
73	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.28	157,000,000	7,435,012	133,786,225	23,213,775	2.00	R10.3.31	(旧)簡保資金
74	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	47,700,000	2,519,999	45,128,076	2,571,924	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
75	平成9年度	下水道整備事業	H10.4.30	2,800,000	148,592	2,648,272	151,728	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
76	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	33,700,000	1,788,408	31,873,837	1,826,163	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
77	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	74,500,000	3,935,849	70,483,052	4,016,948	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
78	平成9年度	下水道整備事業	H10.5.19	5,300,000	250,991	4,516,350	783,650	2.00	R10.3.25	資金運用部
79	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	208,400,000	9,869,150	177,586,304	30,813,696	2.00	R10.3.25	資金運用部
80	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.6	180,300,000	8,538,424	153,641,125	26,658,875	2.00	R10.3.25	資金運用部
81	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H10.4.30	43,700,000	2,319,094	41,331,950	2,368,050	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
82	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 臨時特利分	H10.4.30	50,000,000	2,641,509	47,304,062	2,695,938	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
83	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.5.6	4,100,000	194,162	3,493,780	606,220	2.00	R10.3.25	資金運用部
84	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.4.30	2,000,000	106,137	1,891,622	108,378	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
85	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.19	109,800,000	5,199,773	93,565,145	16,234,855	2.00	R10.3.25	資金運用部
86	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.19	5,900,000	279,404	5,027,636	872,364	2.00	R10.3.25	資金運用部
87	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.20	2,900,000	153,899	2,742,853	157,147	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
88	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	18,700,000	992,381	17,686,670	1,013,330	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
89	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	39,900,000	2,107,924	37,748,642	2,151,358	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
90	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.25	33,900,000	1,541,144	27,467,785	6,432,215	1.70	R11.3.25	資金運用部
91	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.20	17,700,000	897,889	15,855,223	1,844,777	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
92	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.24	211,000,000	9,760,466	164,464,453	46,535,547	2.10	R11.9.1	資金運用部
93	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.5.20	35,800,000	1,816,070	32,068,758	3,731,242	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
94	平成10年度	準公営企業債(公共 特利)	H11.5.20	67,000,000	3,384,964	60,050,538	6,949,462	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
95	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.21	5,800,000	298,302	5,026,404	773,596	2.10	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
96	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	13,800,000	627,369	11,181,576	2,618,424	1.70	R11.3.25	資金運用部
97	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	7,200,000	365,243	6,449,583	750,417	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
98	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.20	36,100,000	1,831,288	32,337,490	3,762,510	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
99	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H11.5.20	81,600,000	4,122,583	73,136,178	8,463,822	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
100	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	9,000,000	456,554	8,061,978	938,022	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
101	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	17,200,000	781,937	13,936,457	3,263,543	1.70	R11.3.25	資金運用部
102	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	34,300,000	1,732,900	30,742,291	3,557,709	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
103	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.25	58,300,000	2,650,404	47,238,111	11,061,889	1.70	R11.3.31	(旧)簡保資金
104	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	35,400,000	1,795,779	31,710,448	3,689,552	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
105	平成10年度	下水道整備事業	H11.4.30	4,600,000	237,158	4,111,287	488,713	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
106	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	43,800,000	2,258,155	39,146,611	4,653,389	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
107	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	55,200,000	2,845,893	49,335,456	5,864,544	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
108	平成10年度	下水道整備事業	H11.5.25	8,800,000	400,061	7,130,281	1,669,719	1.70	R11.3.25	資金運用部
109	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.25	193,800,000	8,810,434	157,028,230	36,771,770	1.70	R11.3.25	資金運用部
110	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	53,400,000	2,753,093	47,726,691	5,673,309	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
111	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H11.4.30	58,300,000	3,005,718	52,106,107	6,193,893	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
112	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.12.20	15,400,000	792,043	13,345,968	2,054,032	2.10	R9.9.20	(旧)公営企業金融公庫
113	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債1000)	H11.5.7	6,700,000	311,039	5,392,058	1,307,942	2.00	R11.3.25	資金運用部
114	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債500)	H11.4.30	3,400,000	175,290	3,038,778	361,222	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
115	平成10年度	特定環境下水	H11.12.24	248,600,000	11,499,772	193,771,864	54,828,136	2.10	R11.9.25	資金運用部
116	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.25	9,600,000	436,431	7,778,487	1,821,513	1.70	R11.3.25	資金運用部
117	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	25,700,000	1,298,412	23,034,311	2,665,689	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
118	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	27,200,000	1,379,807	24,365,090	2,834,910	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
119	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.20	5,100,000	258,713	4,568,454	531,546	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
120	平成10年度	準公営企業債(公共)(前借り)	H11.11.30	102,300,000	4,702,118	79,943,103	22,356,897	2.00	R11.9.25	資金運用部
121	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.26	15,400,000	700,837	11,678,763	3,721,237	2.00	R12.3.25	資金運用部
122	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.10	7,900,000	402,086	6,642,093	1,257,907	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
123	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.7.19	164,100,000	7,423,808	124,800,236	39,299,764	1.90	R12.3.25	資金運用部
124	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.5.10	33,300,000	1,694,868	27,997,686	5,302,314	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
125	平成11年度	準公営企業債(公共下水一臨時特利分)	H12.5.10	50,100,000	2,549,936	42,122,643	7,977,357	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
126	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.17	246,200,000	11,204,296	186,708,517	59,491,483	2.00	R12.3.1	資金運用部
127	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.30	8,800,000	444,753	7,411,379	1,388,621	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
128	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.19	3,200,000	161,729	2,695,048	504,952	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
129	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	37,200,000	1,880,095	31,329,923	5,870,077	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
130	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	60,600,000	3,062,735	51,037,455	9,562,545	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
131	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.26	192,300,000	8,751,365	145,832,850	46,467,150	2.00	R12.3.25	資金運用部
132	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	6,200,000	282,156	4,701,839	1,498,161	2.00	R12.3.25	資金運用部
133	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.22	10,500,000	530,672	8,843,123	1,656,877	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
134	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	7,800,000	354,970	5,915,218	1,884,782	2.00	R12.3.25	資金運用部
135	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.24	97,100,000	4,418,916	73,636,867	23,463,133	2.00	R12.3.1	資金運用部
136	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.25	134,200,000	6,107,297	101,772,068	32,427,932	2.00	R12.3.31	(旧)簡保資金
137	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.30	4,000,000	202,160	3,368,809	631,191	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
138	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.30	39,200,000	1,981,175	33,014,327	6,185,673	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
139	平成11年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H12.5.30	29,000,000	1,465,666	24,423,864	4,576,136	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
140	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	4,000,000	183,110	3,024,810	975,190	2.10	R12.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
141	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	216,500,000	9,910,822	163,717,846	52,782,154	2.10	R12.3.25	資金運用部
142	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	2,000,000	101,794	1,681,542	318,458	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
143	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	38,900,000	1,979,890	32,706,006	6,193,994	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
144	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	71,200,000	3,623,862	59,862,919	11,337,081	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
145	平成11年度	特定環境下水	H13.3.26	219,000,000	9,575,612	158,228,159	60,771,841	1.60	R13.3.1	資金運用部
146	平成11年度	特定環境保全公共下水道	H12.4.28	46,900,000	2,387,066	39,432,174	7,467,826	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
147	平成11年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H12.4.28	64,400,000	3,277,762	54,145,675	10,254,325	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
148	平成11年度	流域下水道負担金	H12.5.10	3,000,000	137,333	2,268,608	731,392	2.10	R12.3.25	資金運用部
149	平成11年度	流域下水道負担金	H12.4.28	1,500,000	76,345	1,261,157	238,843	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
150	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.26	95,500,000	4,346,102	72,423,489	23,076,511	2.00	R12.3.25	資金運用部
151	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.26	4,400,000	200,239	3,336,789	1,063,211	2.00	R12.3.25	資金運用部
152	平成11年度	準公営企業債(公共)臨時特利分	H12.5.19	26,600,000	1,344,369	22,402,579	4,197,421	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
153	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.19	22,100,000	1,116,938	18,612,669	3,487,331	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
154	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.19	2,200,000	111,189	1,852,845	347,155	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
155	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.25	19,700,000	861,368	14,233,308	5,466,692	1.60	R13.3.25	財政融資資金
156	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.8	9,900,000	472,566	7,942,409	1,957,591	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
157	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.8.22	134,900,000	6,047,712	95,836,340	39,063,660	2.10	R13.3.25	財政融資資金
158	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.5.8	24,300,000	1,159,933	19,495,002	4,804,998	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
159	平成12年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H13.5.8	83,500,000	3,973,135	67,061,937	16,438,063	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
160	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	7,800,000	341,049	5,635,522	2,164,478	1.60	R13.3.25	資金運用部
161	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.25	161,900,000	7,078,957	116,973,238	44,926,762	1.60	R13.3.25	資金運用部
162	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.8	4,100,000	195,709	3,289,281	810,719	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
163	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.8	15,400,000	735,102	12,354,858	3,045,142	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
164	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H13.5.8	78,500,000	3,735,222	63,046,253	15,453,747	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
165	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.30	5,100,000	248,068	4,064,649	1,035,351	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
166	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	9,900,000	432,870	7,152,781	2,747,219	1.60	R13.3.25	資金運用部
167	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.30	38,800,000	1,887,261	30,923,210	7,876,790	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
168	平成12年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H13.5.30	50,300,000	2,439,038	40,132,996	10,167,004	1.65	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
169	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.25	104,500,000	4,569,186	75,501,565	28,998,435	1.60	R13.3.31	(旧)簡保資金
170	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	5,200,000	223,839	3,794,314	1,405,686	1.30	R13.3.25	財政融資資金
171	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	203,300,000	8,751,217	148,343,071	54,956,929	1.30	R13.3.25	財政融資資金
172	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	2,400,000	114,561	1,925,433	474,567	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
173	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	22,300,000	1,064,465	17,890,476	4,409,524	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
174	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	81,900,000	3,897,003	65,776,917	16,123,083	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
175	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.3.15	175,700,000	7,743,746	116,479,222	59,220,778	2.20	R14.3.1	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
176	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H13.4.27	32,500,000	1,551,351	26,073,564	6,426,436	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
177	平成12年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H13.4.27	53,600,000	2,550,419	43,048,141	10,551,859	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
178	平成12年度	流域下水道負担金	H13.5.25	3,800,000	166,152	2,745,512	1,054,488	1.60	R13.3.25	資金運用部
179	平成12年度	流域下水道負担金	H13.4.27	2,000,000	95,467	1,604,528	395,472	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
180	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.25	5,700,000	249,229	4,118,270	1,581,730	1.60	R13.3.25	資金運用部
181	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	32,200,000	1,532,155	25,861,010	6,338,990	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
182	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	11,500,000	548,940	9,226,030	2,273,970	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
183	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.8	2,800,000	133,654	2,246,337	553,663	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
184	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.7.31	47,000,000	2,300,291	37,375,336	9,624,664	1.80	R11.3.31	(旧)簡保資金
185	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.27	31,100,000	1,365,422	20,699,974	10,400,026	2.10	R14.3.25	財政融資資金
186	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.20	17,200,000	835,372	12,764,424	4,435,576	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
187	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.8.21	180,800,000	7,875,737	121,295,412	59,504,588	1.90	R14.3.25	財政融資資金
188	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.5.20	27,400,000	1,330,767	20,334,025	7,065,975	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
189	平成13年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H14.5.20	89,700,000	4,356,561	66,567,956	23,132,044	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
190	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	12,600,000	553,193	8,386,485	4,213,515	2.10	R14.3.25	資金運用部
191	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.27	91,900,000	4,034,800	61,168,089	30,731,911	2.10	R14.3.25	資金運用部
192	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.20	6,900,000	335,120	5,120,613	1,779,387	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
193	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	23,800,000	1,155,921	17,662,401	6,137,599	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
194	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H14.5.20	36,100,000	1,753,309	26,790,449	9,309,551	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
195	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.30	8,600,000	417,686	6,382,211	2,217,789	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
196	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	15,900,000	698,078	10,582,944	5,317,056	2.10	R14.3.25	財政融資資金
197	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.30	35,400,000	1,719,312	26,270,966	9,129,034	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
198	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.27	113,500,000	4,983,131	75,544,916	37,955,084	2.10	R14.3.25	財政融資資金
199	平成13年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H14.5.30	44,600,000	2,166,139	33,098,448	11,501,552	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
200	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	4,300,000	209,902	3,182,128	1,117,872	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
201	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	47,500,000	2,318,675	35,151,411	12,348,589	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
202	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	62,600,000	3,055,769	46,325,860	16,274,140	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
203	平成13年度	下水道整備事業	H14.5.27	8,200,000	360,015	5,457,872	2,742,128	2.10	R14.3.25	財政融資資金
204	平成13年度	特定環境下水	H14.10.29	185,000,000	7,982,855	120,064,721	64,935,279	1.90	R14.9.25	資金運用部
205	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	44,500,000	2,161,281	33,024,236	11,475,764	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
206	平成13年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H14.5.20	87,000,000	4,225,426	64,564,238	22,435,762	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
207	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.27	6,100,000	267,816	4,060,125	2,039,875	2.10	R14.3.25	資金運用部
208	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.20	3,300,000	160,275	2,448,989	851,011	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
209	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.27	38,600,000	1,694,704	25,691,928	12,908,072	2.10	R14.3.25	資金運用部
210	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.27	9,000,000	395,138	5,990,345	3,009,655	2.10	R14.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
211	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	8,900,000	432,256	6,604,848	2,295,152	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
212	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	22,200,000	1,078,212	16,475,014	5,724,986	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
213	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.20	4,800,000	233,127	3,562,164	1,237,836	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
214	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.26	27,000,000	1,117,154	17,692,253	9,307,747	0.90	R15.3.25	財政融資資金
215	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.20	28,900,000	1,317,894	20,710,506	8,189,494	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
216	平成14年度	公共下水道事業	H16.3.25	157,800,000	6,631,816	91,782,063	66,017,937	2.00	R16.3.1	財政融資資金
217	平成14年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H15.5.20	14,800,000	674,907	10,606,070	4,193,930	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
218	平成14年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H15.5.20	52,400,000	2,384,107	37,610,961	14,789,039	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
219	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	10,400,000	430,312	6,814,794	3,585,206	0.90	R15.3.25	資金運用部
220	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.20	10,900,000	497,060	7,811,229	3,088,771	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
221	平成14年度	下水道整備事業	H15.3.25	167,300,000	6,993,985	108,230,993	59,069,007	1.20	R15.3.1	財政融資資金
222	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.26	69,100,000	2,859,087	45,279,066	23,820,934	0.90	R15.3.25	資金運用部
223	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.20	46,400,000	2,115,926	33,251,470	13,148,530	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
224	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H15.5.20	36,500,000	1,660,685	26,198,473	10,301,527	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
225	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	13,600,000	562,715	8,911,655	4,688,345	0.90	R15.3.25	財政融資資金
226	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.29	14,700,000	667,296	10,567,902	4,132,098	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
227	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.26	124,700,000	5,159,597	81,712,004	42,987,996	0.90	R15.3.25	財政融資資金
228	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	35,500,000	1,611,498	25,521,122	9,978,878	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
229	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	10,500,000	476,640	7,548,502	2,951,498	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
230	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	7,000,000	291,645	4,547,988	2,452,012	1.10	R15.3.25	財政融資資金
231	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	94,700,000	3,945,559	61,527,786	33,172,214	1.10	R15.3.25	財政融資資金
232	平成14年度	平成14年度流域下水道事業	H15.4.25	7,400,000	338,981	5,286,133	2,113,867	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
233	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	107,300,000	4,915,226	76,648,943	30,651,057	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
234	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	41,700,000	1,910,204	29,788,079	11,911,921	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
235	平成14年度	特定環境下水	H15.4.30	88,900,000	3,703,910	57,759,455	31,140,545	1.10	R15.3.25	財政融資資金
236	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	46,600,000	2,144,229	33,181,657	13,418,343	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
237	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	70,200,000	3,222,954	50,066,518	20,133,482	1.15	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
238	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.30	5,400,000	224,985	3,508,448	1,891,552	1.10	R15.3.25	資金運用部
239	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.18	5,500,000	253,075	3,916,290	1,583,710	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
240	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.26	7,700,000	318,596	5,045,569	2,654,431	0.90	R15.3.25	財政融資資金
241	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	2,900,000	132,246	2,078,218	821,782	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
242	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	24,100,000	1,096,507	17,298,172	6,801,828	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
243	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.20	8,300,000	378,496	5,947,999	2,352,001	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
244	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.27	13,000,000	547,399	7,523,011	5,476,989	2.10	R16.3.25	財政融資資金
245	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.20	15,300,000	716,296	9,844,179	5,455,821	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
246	平成15年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H16.5.20	39,200,000	1,835,215	25,221,691	13,978,309	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
247	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	6,700,000	282,121	3,877,246	2,822,754	2.10	R16.3.25	資金運用部
248	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	7,900,000	369,852	5,082,942	2,817,058	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
249	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.27	34,200,000	1,440,083	19,791,307	14,408,693	2.10	R16.3.25	資金運用部
250	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.20	17,600,000	823,974	11,324,024	6,275,976	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
251	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	77,200,000	3,614,251	49,671,290	27,528,710	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
252	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	5,800,000	244,225	3,356,421	2,443,579	2.10	R16.3.25	財政融資資金
253	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.28	6,800,000	318,354	4,375,191	2,424,809	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
254	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.25	95,600,000	4,017,755	55,604,344	39,995,656	2.00	R16.3.1	財政融資資金
255	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.30	20,200,000	939,859	13,098,959	7,101,041	1.90	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
256	平成15年度	準公営企業債(公営下水道事業)	H16.5.20	18,000,000	842,701	11,581,390	6,418,610	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
257	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	136,600,000	5,751,908	79,049,484	57,550,516	2.10	R16.3.25	財政融資資金
258	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	31,900,000	1,493,454	20,524,795	11,375,205	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
259	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	15,400,000	720,977	9,908,521	5,491,479	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
260	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.30	75,300,000	3,170,708	43,575,596	31,724,404	2.10	R16.3.25	財政融資資金
261	平成15年度	下水道整備事業	H16.4.30	4,100,000	172,642	2,372,641	1,727,359	2.10	R16.3.25	財政融資資金
262	平成15年度	流域下水道事業	H16.4.28	5,000,000	233,365	3,229,692	1,770,308	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
263	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	38,600,000	1,801,579	24,933,224	13,666,776	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
264	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	232,400,000	10,846,808	150,116,089	82,283,911	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
265	平成15年度	特定環境保全公共下水道	H16.5.27	149,900,000	6,311,940	86,746,106	63,153,894	2.10	R16.3.25	財政融資資金
266	平成15年度	下水道(特定環境保全)	H16.5.28	98,000,000	4,588,039	63,054,226	34,945,774	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
267	平成15年度	流域下水道負担金	H16.5.27	2,900,000	122,112	1,678,209	1,221,791	2.10	R16.3.25	財政融資資金
268	平成15年度	下水道(流域負担金)	H16.5.28	3,500,000	163,858	2,251,935	1,248,065	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
269	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.20	4,000,000	187,266	2,573,641	1,426,359	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
270	平成15年度	公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	75,800,000	3,548,707	48,770,513	27,029,487	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
271	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	44,400,000	1,869,580	25,693,976	18,706,024	2.10	R16.3.25	財政融資資金
272	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	3,700,000	155,798	2,141,164	1,558,836	2.10	R16.3.25	財政融資資金
273	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	4,300,000	201,312	2,766,664	1,533,336	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
274	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.17	70,600,000	3,230,188	42,308,139	28,291,861	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
275	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.27	72,800,000	2,999,260	39,283,509	33,516,491	2.00	R17.3.25	財政融資資金
276	平成16年度	公共下水道事業	H17.5.17	59,600,000	2,726,901	35,716,219	23,883,781	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
277	平成16年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	92,800,000	4,245,912	55,611,830	37,188,170	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
278	平成16年度	公共下水道事業(石和)	H17.3.25	165,600,000	6,828,872	88,858,556	76,741,444	2.10	R17.3.1	財政融資資金
279	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.17	191,000,000	8,738,893	114,459,694	76,540,306	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
280	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	131,100,000	5,998,266	78,563,697	52,536,303	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
281	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.27	273,700,000	11,276,066	147,690,892	126,009,108	2.00	R17.3.25	財政融資資金
282	平成17年度	公共下水道事業	H18.3.31	259,400,000	10,475,770	128,493,360	130,906,640	2.10	R18.3.31	(旧)簡保資金
283	平成17年度	公共下水道事業	H18.5.30	261,400,000	10,553,781	127,886,117	133,513,883	2.30	R18.3.31	(旧)簡保資金
284	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.29	224,400,000	9,059,941	109,784,409	114,615,591	2.30	R18.3.25	財政融資資金
285	平成17年度	流域下水道事業	H18.5.29	24,100,000	973,015	11,790,571	12,309,429	2.30	R18.3.25	財政融資資金
286	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.16	61,400,000	2,759,820	33,645,867	27,754,133	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
287	平成17年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	122,000,000	5,483,682	66,853,352	55,146,648	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
288	平成17年度	公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	78,100,000	3,510,456	42,797,106	35,302,894	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
289	平成17年度	公共下水道	H18.5.16	58,100,000	2,611,491	31,837,539	26,262,461	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
290	平成17年度	流域下水道	H18.5.16	21,400,000	961,892	11,726,736	9,673,264	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
291	平成18年度	特定環境保全公共下水道事業	H19.5.24	194,400,000	7,688,464	88,444,949	105,955,051	2.10	R19.3.25	財政融資資金
292	平成18年度	流域下水道事業	H19.5.24	48,600,000	1,922,116	22,111,238	26,488,762	2.10	R19.3.25	財政融資資金
293	平成18年度	公共下水道事業	H19.5.30	38,600,000	1,697,346	19,525,574	19,074,426	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
294	平成18年度	特定環境保全公共下水道	H19.5.30	34,100,000	1,499,469	17,249,279	16,850,721	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
295	平成18年度	流域下水道	H19.5.30	34,200,000	1,503,866	17,299,861	16,900,139	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
296	平成18年度	公共下水道事業(臨時措置分)	H19.5.30	133,400,000	5,865,958	67,479,580	65,920,420	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
297	平成18年度	特定環境保全公共(臨時措置分)	H19.5.30	194,000,000	8,530,703	98,133,723	95,866,277	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
298	平成19年度	公共下水道事業	H19.7.31	258,000,000	10,181,000	115,806,206	142,193,794	2.30	R19.3.31	(旧)簡保資金
299	平成19年度	流域下水道事業	H20.5.27	46,800,000	1,808,886	19,300,472	27,499,528	2.20	R20.3.25	財政融資資金
300	平成19年度	公共下水道事業債	H20.5.29	144,000,000	6,195,413	66,103,871	77,896,129	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
301	平成19年度	公共下水道債(臨時特利分)	H20.5.29	244,400,000	10,514,993	112,192,959	132,207,041	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
302	平成19年度	流域下水道債	H20.5.29	30,100,000	1,295,014	13,817,545	16,282,455	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
303	平成20年度	公共下水道	H21.3.25	404,800,000	15,447,024	154,864,010	249,935,990	1.90	R21.3.1	財政融資資金
304	平成20年度	公共下水道事業債	H21.3.25	26,400,000	1,117,511	11,203,606	15,196,394	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
305	平成20年度	公共下水道債(臨時特利分)	H21.3.25	20,300,000	859,299	8,614,894	11,685,106	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
306	平成20年度	公共下水道事業債	H21.5.26	84,900,000	3,580,515	35,556,767	49,343,233	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
307	平成20年度	流域下水道事業債	H21.5.26	33,000,000	1,391,720	13,820,652	19,179,348	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
308	平成20年度	流域下水道事業	H21.5.26	60,900,000	2,310,018	22,939,931	37,960,069	2.10	R21.3.25	財政融資資金
309	平成20年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H21.5.26	153,000,000	6,452,519	64,077,566	88,922,434	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
310	平成21年度	公共下水道事業	H21.8.20	359,600,000	13,640,106	135,454,828	224,145,172	2.10	R21.3.25	財政融資資金
311	平成21年度	公共下水道事業債	H21.8.20	1,900,000	80,129	795,732	1,104,268	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
312	平成21年度	公共下水道事業債	H22.5.26	74,100,000	2,763,677	25,310,698	48,789,302	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
313	平成21年度	流域下水道事業	H22.5.26	36,800,000	1,372,514	12,569,955	24,230,045	2.00	R22.3.25	財政融資資金
314	平成21年度	流域下水道事業債	H22.5.26	25,600,000	954,792	8,744,316	16,855,684	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
315	平成21年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H22.5.26	105,500,000	3,934,790	36,036,152	69,463,848	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
316	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.25	282,500,000	10,380,002	86,717,537	195,782,463	1.90	R23.3.1	財政融資資金
317	平成22年度	流域下水道事業債	H23.5.26	48,600,000	1,794,515	15,049,603	33,550,397	1.80	R23.3.25	財政融資資金
318	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.24	20,500,000	753,239	6,292,777	14,207,223	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
319	平成22年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H23.3.24	30,800,000	1,131,696	9,454,515	21,345,485	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
320	平成23年度	公共下水道事業債	H24.3.26	209,800,000	7,653,771	57,751,174	152,048,826	1.70	R24.3.1	財政融資資金
321	平成23年度	流域下水道事業債	H24.5.28	23,700,000	869,639	6,584,076	17,115,924	1.60	R24.3.25	財政融資資金
322	平成24年度	公共下水道事業債	H25.3.25	120,000,000	4,362,966	29,214,837	90,785,163	1.50	R25.3.1	財政融資資金
323	平成24年度	H24流域下水道事業債(通常分)	H25.5.28	11,900,000	435,570	2,925,149	8,974,851	1.40	R25.3.25	財政融資資金
324	平成25年度	公共下水道事業債 (24103)	H26.3.25	162,900,000	5,879,940	34,080,041	128,819,959	1.40	R26.3.1	財政融資資金
325	平成25年度	流域下水道事業債(H25)	H26.5.27	66,700,000	2,407,563	13,954,196	52,745,804	1.40	R26.3.25	財政融資資金
326	平成26年度	公共下水道事業債(H25)	H27.3.25	243,700,000	8,825,367	43,089,652	200,610,348	1.20	R27.3.1	財政融資資金
327	平成26年度	H26公共下水道事業(補助+単独)	H27.5.26	225,000,000	8,148,163	39,783,224	185,216,776	1.20	R27.3.20	地方公共団体金融機構資金
328	平成26年度	H26流域下水道事業債	H27.5.26	40,100,000	1,452,184	7,090,256	33,009,744	1.20	R27.3.1	地方公共団体金融機構資金
329	平成27年度	H26明許繰越:公共下水道事業(補助+単独)	H27.10.29	75,000,000	2,724,382	12,027,773	62,972,227	1.10	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
330	平成27年度	H27公共下水道事業債(補助+単独)	H28.2.25	145,000,000	4,833,332	45,916,694	99,083,306	0.70	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
331	平成28年度	H27流域下水道事業債	H28.4.27	50,400,000	1,680,000	15,120,000	35,280,000	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
332	平成28年度	H27通次:公共下水道事業債(補助+単独)	H28.4.27	50,000,000	1,666,666	15,000,014	34,999,986	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
333	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.30	90,000,000	3,103,448	21,724,144	68,275,856	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
334	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.27	88,000,000	2,888,845	19,863,142	68,136,858	0.60	R29.3.1	財政融資資金
335	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	44,900,000	1,548,274	10,837,972	34,062,028	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
336	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	4,800,000	165,516	1,158,648	3,641,352	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
337	平成29年度	H29公共下水道事業債	H30.3.26	192,000,000	6,620,688	39,724,176	152,275,824	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
338	平成29年度	H29流域下水道事業債	H30.4.26	54,000,000	1,862,068	11,172,436	42,827,564	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
339	平成30年度	H29繰越公共下水道事業債	H31.1.30	16,000,000	551,724	3,034,486	12,965,514	0.50	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
340	平成30年度	H30公共下水道事業債	H31.2.27	226,300,000	7,803,448	42,918,972	183,381,028	0.40	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
341	平成30年度	H30資本費平準化債	H31.3.22	393,000,000	20,680,000	103,400,000	289,600,000	0.24	R21.3.25	山梨信用金庫
342	平成30年度	H30流域下水道事業債	H31.4.25	38,900,000	1,341,378	6,706,928	32,193,072	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
343	平成30年度	H30流域下水道事業債(補正分)	R1.5.9	12,400,000	427,586	2,137,936	10,262,064	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
344	令和元年度	R1公共下水道事業債	R2.3.30	146,600,000	5,055,172	20,220,700	126,379,300	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
345	令和元年度	R1資本費平準化債	R2.3.30	340,400,000	17,915,788	71,663,180	268,736,820	0.10	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
346	令和元年度	R1流域下水道事業債	R2.3.30	23,500,000	810,344	3,241,400	20,258,600	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
347	令和2年度	R2資本費平準化債	R3.3.30	135,600,000	7,136,842	21,410,528	114,189,472	0.30	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
348	令和2年度	R2公共下水道事業債	R3.3.30	119,100,000	4,106,896	12,320,704	106,779,296	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金
349	令和2年度	R2流域下水道事業債	R3.3.30	53,500,000	1,844,826	5,534,524	47,965,476	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金
350	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)(国の補正予算(第3号分))	R3.10.28	3,100,000	106,896	267,256	2,832,744	0.50	R33.9.20	地方公共団体金融機構資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
351	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)	R4.3.30	900,000	31,034	62,082	837,918	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
352	令和3年度	R3公共下水道事業債	R4.3.30	108,900,000	3,755,172	7,510,356	101,389,644	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
353	令和3年度	R3資本費平準化債	R4.3.30	70,000,000	3,684,210	7,368,430	62,631,570	0.40	R24.3.20	地方公共団体金融機構資金
354	令和3年度	R3流域下水道事業債	R4.3.30	47,800,000	1,648,274	3,296,602	44,503,398	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
355	令和3年度	R3流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R4.3.30	23,700,000	817,240	1,634,520	22,065,480	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
356	令和4年度	R4公共下水道事業債	R5.3.30	128,200,000	4,420,736	4,420,736	123,779,264	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
357	令和4年度	R4資本費平準化債	R5.3.30	23,300,000	1,226,348	1,226,348	22,073,652	1.00	R25.3.20	地方公共団体金融機構資金
358	令和4年度	R4流域下水道事業債	R5.3.30	62,100,000	2,141,416	2,141,416	59,958,584	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
359	令和4年度	R4流域下水道事業債(国の補正予算(第2号分))	R5.3.30	29,000,000	1,000,000	1,000,000	28,000,000	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
360	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	83,500,000	0	0	83,500,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
361	令和5年度	R5流域下水道事業債	R6.3.28	51,300,000	0	0	51,300,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
362	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	25,800,000	0	0	25,800,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
363	令和5年度	R5流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R6.3.28	31,000,000	0	0	31,000,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
364	令和5年度	R5資本費平準化債	R6.3.28	116,700,000	0	0	116,700,000	1.00	R26.3.20	地方公共団体金融機構資金
365	令和6年度	R6公共下水道事業債	R7.3.27	133,100,000	0	0	133,100,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
366	令和6年度	R5公共下水道事業債	R7.3.27	55,700,000	0	0	55,700,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
367	令和6年度	R6流域下水道事業債	R7.3.27	64,000,000	0	0	64,000,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
368	令和6年度	R6流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R7.3.27	52,900,000	0	0	52,900,000	2.00	R37.3.20	地方公共団体金融機構資金
369	令和6年度	R6資本費平準化債	R7.3.27	40,000,000	0	0	40,000,000	1.70	R27.3.20	地方公共団体金融機構資金
合 計				24,609,900,000	1,097,746,161	15,178,495,542	9,431,404,458			

議案第 107 号

令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について

令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度

笛吹市簡易水道事業会計決算書

令和6年度 笛吹市簡易水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 簡易水道事業収益	30,995,000	1,147,000	0	32,142,000	33,448,166	1,306,166	333,774
第1項 営業収益	3,392,000	0	0	3,392,000	3,750,474	358,474	333,774
第2項 営業外収益	27,603,000	1,147,000	0	28,750,000	29,697,692	947,692	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 簡易水道事業費用	30,995,000	1,147,000	0	0	0	32,142,000	0	32,142,000	28,318,228	0	3,823,772	756,534
第1項 営業費用	30,374,000	1,128,000	0	0	0	31,502,000	0	31,502,000	28,194,689	0	3,307,311	756,534
第2項 営業外費用	304,000	19,000	0	0	0	323,000	0	323,000	110,763	0	212,237	0
第3項 特別損失	17,000	0	0	0	0	17,000	0	17,000	12,776	0	4,224	0
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	965,000	216,000	1,181,000	0	0	1,181,000	1,181,000	0	0
第1項 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2項 出資金	965,000	216,000	1,181,000	0	0	1,181,000	1,181,000	0	0
第3項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4項 負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,930,000	391,000	0	2,321,000	0	0	2,321,000	2,320,532	0	0	0	468	0
第1項 建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2項 企業債償還金	1,930,000	391,000	0	2,321,000	0	0	2,321,000	2,320,532	0	0	0	468	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,139,532 円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

令和6年度 笛吹市簡易水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	3,243,600	
(2) その他営業収益	173,100	3,416,700

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	4,836,358	
(2) 配水及び給水費	1,087,930	
(3) 総係費	9,666,344	
(4) 減価償却費	11,847,523	
(5) 資産減耗費	0	
(6) その他営業費用	0	27,438,155

営 業 利 益

△ 24,021,455

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	13,749	
(2) 他会計補助金	18,554,000	
(3) 長期前受金戻入	10,702,196	
(4) 雑収益	5,921	29,275,866

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	110,763		
(2) 雑支出	934	111,697	29,164,169

経 常 利 益

5,142,714

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	0	0

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	12,776		
(2) その他特別損失	0	12,776	△ 12,776

当 年 度 純 利 益

5,129,938

前年度繰越利益剰余金

9,479

当年度未処分利益剰余金

5,139,417

令和 6 年度 笛吹市簡易水道事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金		剰余金							資本合計	
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		他会計負担金	県負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	10,574,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	0	12,700,000	5,109,479	17,809,479	49,970,453	
前年度処分額	0	0	0	0	0	500,000	4,600,000	△ 5,100,000	0	0	
議会の議決による処分額	減債積立金の積立	0	0	0	0	500,000	4,600,000	△ 5,100,000	0	0	
		減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		利益積立金の積立	0	0	0	0	500,000	0	△ 500,000	0	0
		建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	4,600,000	△ 4,600,000	0	0
		法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度資本金への繰入れ	1,181,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181,000	
処分後残高	11,755,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	500,000	17,300,000	(繰越利益剰余金) 9,479	17,809,479	51,151,453	
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	5,129,938	5,129,938	5,129,938	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	5,129,938	5,129,938	5,129,938	
当年度末残高	11,755,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	500,000	17,300,000	(当年度未処分利益剰余金) 5,139,417	22,939,417	56,281,391	

別表第十三号（第十二条関係）

令和6年度 笛吹市簡易水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,755,024	21,586,950	5,139,417
議会の議決による処分額	0	0	△ 5,100,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債基金の積立	0	0	△ 500,000
利益積立金の積立	0	0	△ 1,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 3,600,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	11,755,024	21,586,950	（繰越利益剰余金） 39,417

令和 6 年度 笛吹市簡易水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		21,586,950	
ロ. 建物	76,952		
減価償却累計額	<u>△69,258</u>	7,694	
ハ. 構築物	235,658,850		
減価償却累計額	<u>△54,879,352</u>	180,779,498	
ニ. 機械及び装置	15,567,549		
減価償却累計額	<u>△9,054,317</u>	6,513,232	
有形固定資産合計		<u>208,887,374</u>	
固定資産合計			<u>208,887,374</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		30,459,584	
(2) 未収金	700,777		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 2,529</u>	698,248	
(4) 前払費用		16,650	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>31,174,482</u>
資産合計			<u>240,061,856</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	10,750,718	
固定負債合計		10,750,718

4. 流動負債

(1) 企業債	2,336,348	
(2) 未払金	519,870	
(3) 引当金	545,000	
(4) 預り金	8,591	
流動負債合計		3,409,809

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	228,213,394	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 58,593,456	
繰延収益合計		169,619,938
負債合計		183,780,465

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	7,720,024	
(2) 繰入資本金	4,035,000	
資本金合計		11,755,024

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 他会計負担金	9,000,000	
ロ. 県負担金	12,586,950	
資本剰余金合計		21,586,950
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	0	
ロ. 利益積立金	500,000	
ハ. 建設改良積立金	17,300,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	5,139,417	
利益剰余金合計		22,939,417
剰余金合計		44,526,367
資本合計		56,281,391
負債、資本合計		240,061,856

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
建物	50年
構築物	10～58年
機械及び装置	8～17年

※ 2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金	債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
(2) 退職給付引当金	職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
(3) 賞与引当金	職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,723,979円である。

※ 4. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

令和6年度 笛吹市簡易水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

給水状況については、総配水量は63,307㎥、有収水量は57,293㎥となり、有収率については、90.5%となりました。
給水世帯数は283戸、給水人口は296人で、計画給水人口570人に対して51.9%の普及率となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費にかかる資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(経理)

収益的収支では収入32,692,566円に対して、支出27,562,628円で差引き5,129,938円の当期純利益となりました。
資本的収支では、1,139,532円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は118.67%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は19.25%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、25.47%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 63 号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年6月10日	令和6年6月26日
第 120 号	令和5年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定	令和6年9月2日	令和6年9月27日
第 138 号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	令和6年12月2日	令和6年12月18日
第 18 号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 38 号	令和7年度笛吹市簡易水道事業会計予算	令和7年2月20日	令和7年3月21日

2. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	296	305	△9	97.0
計 画 給 水 人 口		人	570	570	0	100.0
普 及 率		%	51.9	53.5	△1.6	97.0
年 度 末 給 水 世 帯		戸	283	289	△6	97.9
配 水 量	年 間	m ³	63,307	60,899	2,408	104.0
	1 月 平 均	m ³	5,276	5,075	201	104.0
	1 日 平 均	m ³	173	166	7	104.2
有 収 水 量	年 間	m ³	57,293	55,115	2,178	104.0
	1 月 平 均	m ³	4,774	4,593	181	103.9
	1 日 平 均	m ³	157	151	6	104.0
1 日 最 大 配 水 量		m ³	340	302	38	
有 収 率		%	90.5	90.5	0.0	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給 水 収 益} \quad 3,243,600}{\text{有 収 水 量} \quad 57,293} = \underline{56.6 \text{ 円/m}^3}$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 27,549,852 \quad - \quad (\text{長期前受金戻入} + \text{受託工事費} + \text{材料及不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) \quad 10,702,196}{\text{有 収 水 量} \quad 57,293} = \underline{294.1 \text{ 円/m}^3}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	3,243,600
	そ の 他 営 業 収 益	173,100
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,749
	他 会 計 補 助 金	18,554,000
	長 期 前 受 金 戻 入	10,702,196
	雑 収 益	5,921
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	32,692,566

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	4,836,358
	配 水 及 び 給 水 費	1,087,930
	総 係 費	9,666,344
	減 価 償 却 費	11,847,523
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	110,763
	雑 支 出	934
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	12,776
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	27,562,628

3. 会計

(1) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	15,407,598 円	0 円	2,320,532 円	13,087,066 円

4. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 収益的収入の他会計補助金18,554,000円については、減価償却費等の課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

令和6年度 笛吹市簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

笛吹市簡易水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	5,129,938
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	11,847,523
賞与引当金の増減額 (△は減少)	545,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,529
長期前受金戻入額	△ 10,702,196
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 8,952
受取利息及び配当金	△ 13,749
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 110,763
固定資産除却費	0
未収金の増減額 (△は増加)	244,712
未払金の増減額 (△は減少)	△ 3,430,227
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
前払金の増減額 (△は増加)	△ 820
小計	3,501,995
受取利息及び配当金	13,749
支払利息及び企業債取扱諸費	110,763
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,626,507

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	0
建設改良企業債の償還による支出	△ 2,320,532
他会計からの出資による収入	1,181,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,139,532

IV 資金増加(減少)額	2,486,975
V 資金期首残高	27,972,609
VI 資金期末残高	30,459,584

令和 6 年度 笛吹市簡易水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業収益				32,692,566	
	営業収益			3,416,700	
		給水収益		3,243,600	
			給水収益	3,243,600	
		その他営業収益		173,100	
			加入負担金	100,000	
			手数料	67,100	
			材料売却収益	6,000	
	営業外収益			29,275,866	
		受取利息及び配当金		13,749	
			預金利息	13,749	
		他会計補助金		18,554,000	
			一般会計補助金	18,554,000	
		長期前受金戻入		10,702,196	
			長期前受金戻入	10,702,196	
		雑収益		5,921	
			その他雑収益	5,921	
	特別利益			0	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		0	
			その他特別利益	0	
合計				32,692,566	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業費用	営業費用			27,562,628	
				27,438,155	
		原水及び浄水費		4,836,358	
			備消品費	9,800	
			委託料	1,632,229	
			賃借料	314,184	
			動力費	2,606,798	
			薬品費	273,000	
			保険料	347	
		配水及び給水費		1,087,930	
			備消品費	124,500	
			委託料	81,000	
			修繕費	866,600	
			材料費	0	
			保険料	15,830	
		総係費		9,666,344	
			給料	3,449,100	
			手当	2,465,737	
			法定福利費	1,108,116	
			賞与引当金繰入	545,000	
			備消品費	5,954	
			印刷製本費	18,000	
			手数料	23,621	
			研修費	34,000	

款	項	目	節	金額	備考
			会費負担金	2,000	
			負担金	1,587,655	
			退職手当組合負担金	424,632	
			貸倒引当金繰入額	2,529	
		減価償却費		11,847,523	
			有形固定資産減価償却費	11,847,523	
			無形固定資産減価償却費	0	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
		その他営業費用		0	
			雑支出	0	
	営業外費用			111,697	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		110,763	
			企業債利息	110,763	
		雑支出		934	
			その他営業外費用 雑支出	934	
	特別損失			12,776	
		過年度損益修正損		12,776	
			過年度損益修正損	12,776	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				27,562,628	

令和 6 年度 笛吹市簡易水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				1,181,000	
	企業債			0	
		企業債		0	
			企業債	0	
	出資金			1,181,000	
		出資金		1,181,000	
			元金償還の財源に 充てるための出資金	1,181,000	
	補助金			0	
		補助金		0	
			一般会計補助金	0	
	負担金			0	
		負担金		0	
			他会計負担金	0	
合計				1,181,000	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				2,320,532	
	建設改良費			0	
		水道建設費		0	
			委託料	0	
			工事請負費	0	
	企業債償還金			2,320,532	
		企業債償還金		2,320,532	
			簡易水道債償還元金	2,320,532	
合計				2,320,532	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 当 現 在 額	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 年 現 在 額
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	21,586,950	0	0	21,586,950	0	0	21,586,950
建 物	76,952	0	0	76,952	0	69,258	7,694
構 築 物	235,658,850	0	0	235,658,850	11,012,309	54,879,352	180,779,498
機 械 及 び 装 置	15,567,549	0	0	15,567,549	835,214	9,054,317	6,513,232
計	272,890,301	0	0	272,890,301	11,847,523	64,002,927	208,887,374

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	13,500,000	620,515	10,549,676	2,950,324	2.00	R11.9.25	資金運用部
2	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	1,500,000	68,945	1,172,186	327,814	2.00	R11.9.25	資金運用部
3	令和元年度	特別債 簡易水道事業債(公営企業会計適用債)	R2.3.27	12,400,000	1,240,000	6,200,000	6,200,000	0.22	R12.3.25	笛吹農業協同組合
4	令和5年度	簡易水道事業債	R6.3.28	4,000,000	391,072	391,072	3,608,928	0.50	R16.3.20	地方公共団体金融機構
合 計				31,400,000	2,320,532	18,312,934	13,087,066			

議案第 108 号

令和 6 年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について

令和 6 年度笛吹市農業集落排水事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 6 年度

笛吹市農業集落排水事業会計決算書

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】					(単位: 円)		
区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	61,838,000	2,000	0	61,840,000	57,440,792	△ 4,399,208	766,919
第1項 営業収益	8,529,000	0	0	8,529,000	8,440,964	△ 88,036	766,919
第2項 営業外収益	53,309,000	2,000	0	53,311,000	48,999,828	△ 4,311,172	0
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	0

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 農業集落排水事業費用	61,838,000	2,000	0	0	0	61,840,000	0	61,840,000	54,282,152	0	7,557,848	1,195,964
第1項 営業費用	58,274,000	△ 282,000	0	△ 534,000	0	57,458,000	0	57,458,000	50,927,777	0	6,530,223	1,195,964
第2項 営業外費用	2,640,000	284,000	0	0	0	2,924,000	0	2,924,000	2,212,535	0	711,465	0
第3項 特別損失	624,000	0	0	534,000	0	1,158,000	0	1,158,000	1,141,840	0	16,160	0
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	28,080,000	0	28,080,000	0	0	28,080,000	28,069,556	△ 10,444	0
第1項 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2項 出資金	28,080,000	0	28,080,000	0	0	28,080,000	28,069,556	△ 10,444	0
第3項 負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水事業資本的支出	28,080,000	0	0	28,080,000	0	0	28,080,000	28,069,556	0	0	0	10,444	0
第1項 建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2項 企業債償還金	28,080,000	0	0	28,080,000	0	0	28,080,000	28,069,556	0	0	0	10,444	0

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 農業集落排水施設使用料	7,583,136	
(2) その他営業収益	90,909	7,674,045

2. 営業費用

(1) 管渠施設費	11,616,038	
(2) 総係費	5,964,497	
(3) 減価償却費	32,151,278	
(4) 資産減耗費	0	
(5) その他営業費用	0	49,731,813

営 業 利 益 △ 42,057,768

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	20,334	
(2) 他会計補助金	29,167,112	
(3) 長期前受金戻入	19,633,475	
(4) 雑収益	5,140	48,826,061

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,212,535		
(2) 雑支出	255,278	2,467,813	46,358,248

経 常 利 益 4,300,480

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	0	0

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	8,640		
(2) その他特別損失	1,133,200	1,141,840	△ 1,141,840

当 年 度 純 利 益 3,158,640

前年度繰越利益剰余金 0

当年度未処分利益剰余金 3,158,640

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業剰余金計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		その他資本剰余金		資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	294, 992, 874	3, 783, 845	0	3, 783, 845	0	0	0	0	0	298, 776, 719
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	条例による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度資本金への繰入れ	28, 069, 556	0	0	0	0	0	0	0	0	28, 069, 556
処分後残高	323, 062, 430	3, 783, 845	0	3, 783, 845	0	0	0	(繰越利益剰余金) 0	0	326, 846, 275
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	3, 158, 640	3, 158, 640	3, 158, 640
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	3, 158, 640	3, 158, 640	3, 158, 640
当年度末残高	323, 062, 430	3, 783, 845	0	3, 783, 845	0	0	0	(当年度未処分利益剰余金) 3, 158, 640	3, 158, 640	330, 004, 915

別表第十三号（第十二条関係）

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	323,062,430	3,783,845	3,158,640
議会の議決による処分数額	0	0	△ 3,100,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 2,000,000
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,100,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	323,062,430	3,783,845	(繰越利益剰余金) 58,640

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		50,052,901	
ロ. 建物	62,312,424		
減価償却累計額	△2,258,516	60,053,908	
ハ. 構築物	770,452,307		
減価償却累計額	△28,546,988	741,905,319	
ニ. 機械及び装置	40,504,232		
減価償却累計額	△1,345,774	39,158,458	
有形固定資産合計		891,170,586	
固定資産合計			891,170,586

2. 流動資産

(1) 現金・預金		51,215,862	
(2) 未収金	1,997,268		
(3) 貸倒引当金	△ 8,905	1,988,363	
(4) 前払費用		7,400	
(5) 前払金		0	
流動資産合計		53,211,625	
資産合計			944,382,211

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	67,715,463	
固定負債合計		67,715,463

4. 流動負債

(1) 企業債	27,132,587	
(2) 未払金	7,843,994	
(3) 引当金	399,000	
(4) その他流動負債	0	
流動負債合計		35,375,581

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	530,919,727	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 19,633,475	
繰延収益合計		511,286,252
負債合計		614,377,296

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	294,992,874	
(2) 繰入資本金	28,069,556	
資本金合計		323,062,430

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. その他資本剰余金	3,783,845	
資本剰余金合計		3,783,845
(2) 利益剰余金	0	
イ. 当年度未処分利益剰余金	3,158,640	
利益剰余金合計		3,158,640
剰余金合計		6,942,485
資本合計		330,004,915
負債、資本合計		944,382,211

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
建物	50年
構築物	50年
機械及び装置	9～20年

※ 2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金	債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
(2) 退職給付引当金	職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
(3) 賞与引当金	職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は91,948,000円である。

※ 4. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

有収水量は50,129m³で前年度に対して2,329m³増加しましたが、農業集落排水施設使用料は、7,583,136円で146,719円の減少となりました。
水洗化戸数については前年度に対して1戸増え、373戸となりました。
物価高騰の影響により、委託料・修繕費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(経理)

収益的収支では収入56,500,106円に対して、支出53,341,466円で差引き3,158,640円の当期純利益となりました。
当年度より、公営企業会計に移行し、今後も財政状況の明確化をはかり、より透明性の高い経営を行なうよう努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経常収支比率は108.24%となり、経費回収率は39.7%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は3.48%となり、管路老朽化率は法定耐用年数を経過した管渠延長がないため、0%です。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 64 号	令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	令和6年6月10日	令和6年6月26日
第 139 号	令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	令和6年12月2日	令和6年12月18日
第 19 号	令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	令和7年2月20日	令和7年3月10日
第 39 号	令和7年度 笛吹市農業集落排水事業会計予算	令和6年2月20日	令和7年3月21日

(4) 職員に関する事項

職 種 別	令和7年3月31日現在	令和6年3月31日現在	増 減
事務史員	1 人	0 人	1 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	1 人	0 人	1 人

2. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
処 理 区 域 面 積	ha	22	22	0	100.0
行 政 人 口 (a)	人	66,659	67,083	△424	99.4
処 理 区 域 内 人 口 (b)	人	254	261	△7	97.3
処 理 区 域 内 水 洗 化 人 口 (c)	人	254	261	△7	97.3
普 及 率 (人 口) (b/a)	%	0.4	0.4	0.0	100.0
水 洗 化 率 (人 口) (c/b)	%	100.0	100.0	0.0	100.0
処理区域内世帯数 (公共枡設置数)	戸	373	372	1	100.3
処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	237	244	△7	97.1
年 間 有 収 水 量	m ³	50,129	47,800	2,329	104.9

料金単価＝ $\frac{\text{農業集落排水使用料}}{\text{有 収 水 量}} = \frac{7,583,136}{50,129} = 151.3\text{円}$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	農 業 集 落 排 水 施 設 使 用 料	7,583,136
	そ の 他 営 業 収 益	90,909
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,334
	他 会 計 補 助 金	29,167,112
	長 期 前 受 金 戻 入	19,633,475
	雑 収 益	5,140
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	56,500,106

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	管 渠 施 設 費	11,616,038
	総 係 費	5,964,497
	減 価 償 却 費	32,151,278
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,212,535
	雑 支 出	255,278
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	8,640
	そ の 他 特 別 損 失	1,133,200
	合 計	53,341,466

3. 会計

(1) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	122,917,606 円	0 円	28,069,556 円	94,848,050 円

4. その他

(1) 補助金等の使途について

- ア 収益的収入の他会計補助金29,167,112円については、負担金の課税仕入（特定収入）に2,806,112円、減価償却費等の課税仕入以外（特定収入以外）に26,361,000円を充当しました。

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

笛吹市農業集落排水事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	3,158,640
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	32,151,278
長期前受金戻入額	△ 19,633,475
賞与引当金の増減額 (△は減少)	399,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,905
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 4,420
受取利息及び配当金	△ 20,334
支払利息及び企業債取扱諸費	2,212,535
固定資産除却費	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,910,628
未払金の増減額 (△は減少)	△ 11,578,269
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 7,400
前払金の増減額 (△は増加)	0
その他	1,759,861
小計	6,535,693
受取利息及び配当金	20,334
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 2,212,535
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,343,492

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
受贈財産の受け入れ	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	0
建設改良企業債の償還による支出	△ 28,069,556
他会計からの出資による収入	28,069,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	0

IV 資金増加(減少)額	4,343,492
V 資金期首残高	46,872,370
VI 資金期末残高	51,215,862

令和 6 年度 笛吹市農業集落排水事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業収益				56,500,106	
	営業収益			7,674,045	
		農業集落排水使用料		7,583,136	
			農業集落排水施設使用料	7,583,136	
		その他営業収益		90,909	
			加入負担金	90,909	
	営業外収益			48,826,061	
		受取利息及び配当金		20,334	
			預金利息	20,334	
		他会計補助金		29,167,112	
			一般会計補助金	29,167,112	
		長期前受金戻入		19,633,475	
			長期前受金戻入	19,633,475	
		雑収益		5,140	
			その他雑収益	5,140	
	特別利益			0	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		0	
			引当金戻入	0	
合計				56,500,106	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業費用				53,341,466	
	営業費用			49,731,813	
		管渠施設費		11,616,038	
			備用品費	78,400	
			光熱水費	141,279	
			動力費	2,720,502	
			修繕費	720,000	
			通信運搬費	747,386	
			委託料	4,559,000	
			手数料	37,500	
			負担金	2,606,511	
			保険料	5,460	
		総係費		5,964,497	
			給料	2,705,400	
			手当	1,375,243	
			賞与引当金繰入額	399,000	
			法定福利費	753,737	
			退職手当組合負担金	313,404	
			印刷製本費	18,000	
			手数料	11,717	
			負担金	359,091	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			貸倒引当金繰入額	8,905	
			会費負担金	20,000	
		減価償却費		32,151,278	
			有形固定資産減価償却費	32,151,278	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
	営業外費用			2,467,813	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		2,212,535	
			企業債利息	2,212,535	
		雑支出		255,278	
			その他営業外費用雑支出	255,278	
	特別損失			1,141,840	
		過年度損益修正損		8,640	
			過年度損益修正損	8,640	
		その他特別損失		1,133,200	
			その他特別損失	1,133,200	
合計				53,341,466	

令和 6 年度 笛吹市農業集落排水事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業資本の収入				28,069,556	
	出資金			28,069,556	
		他会計出資金		28,069,556	
			一般会計出資金	28,069,556	
合計				28,069,556	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
農業集落排水事業資本の支出				28,069,556	
	企業債償還金			28,069,556	
		企業債償還金		28,069,556	
			農業集落排水事業債元金償還金	28,069,556	
合計				28,069,556	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 当 現 在	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 年 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	50,052,901	0	0	50,052,901	0	0	50,052,901
建 物	62,312,424	0	0	62,312,424	2,258,516	2,258,516	60,053,908
構 築 物	770,452,307	0	0	770,452,307	28,546,988	28,546,988	741,905,319
機 械 及 び 装 置	40,504,232	0	0	40,504,232	1,345,774	1,345,774	39,158,458
計	923,321,864	0	0	923,321,864	32,151,278	32,151,278	891,170,586

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成8年度	農業集落排水事業	H9.3.25	29,600,000	1,532,553	26,404,041	3,195,959	2.80	R9.3.1	資金運用部
2	平成8年度	農業集落排水事業	H9.3.28	11,100,000	650,502	11,100,000	0	2.90	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
3	平成8年度	農業集落排水事業	H9.5.23	11,700,000	669,301	11,700,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
4	平成8年度	農業集落排水事業	H9.5.23	2,600,000	148,733	2,600,000	0	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
5	平成9年度	農業集落排水事業	H10.3.25	122,400,000	5,842,228	104,122,864	18,277,136	2.10	R10.3.1	資金運用部
6	平成9年度	農業集落排水事業	H10.3.30	42,900,000	2,297,144	40,552,041	2,347,959	2.20	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
7	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.25	48,200,000	2,282,596	41,073,224	7,126,776	2.00	R10.3.25	資金運用部
8	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.28	16,700,000	886,244	15,795,047	904,953	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
9	平成9年度	農業集落排水事業	H10.5.28	9,000,000	475,472	8,514,731	485,269	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
10	平成10年度	農業集落排水事業	H11.5.20	38,100,000	1,932,744	34,129,041	3,970,959	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
11	平成10年度	農業集落排水事業	H11.5.20	7,200,000	363,757	6,453,192	746,808	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
12	平成11年度	農業集落排水事業	H12.3.22	29,200,000	1,475,774	24,592,305	4,607,695	2.0	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
13	平成11年度	農業集落排水事業	H12.3.24	136,600,000	6,216,518	103,592,134	33,007,866	2.0	R12.3.1	資金運用部
14	平成11年度	農業集落排水事業	H12.4.28	8,600,000	437,714	7,230,633	1,369,367	2.1	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
15	平成11年度	農業集落排水事業	H12.4.28	5,000,000	254,485	4,203,858	796,142	2.1	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
16	平成11年度	農業集落排水事業	H12.5.10	26,600,000	1,217,681	20,114,987	6,485,013	2.1	R12.3.25	資金運用部
17	平成15年度	農業集落排水事業	H16.3.30	4,000,000	186,110	2,593,852	1,406,148	1.9	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
18	令和4年度	R4農業集落排水・公営企業会計適用債	R5.5.31	6,800,000	680,000	1,360,000	5,440,000	0.3	R15.3.25	笛吹農業協同組合
19	令和5年度	R5下水道事業債(農業集落排水 公営企業適用債)	R6.3.29	5,200,000	520,000	520,000	4,680,000	0.5	R16.3.25	笛吹農業協同組合
合 計				561,500,000	28,069,556	466,651,950	94,848,050			

議案第 109 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 55,000,000 円(減額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)について、工事内容を変更する必要が生じたことにより、契約金額の減額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 1,320,000,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体 |
| | 代表構成員 山梨県笛吹市御坂町井之上 1511 番地 |
| | 株式会社飯塚工業 |
| | 代表取締役 飯塚 潤 |
| 構成員 | 山梨県笛吹市御坂町金川原 850-1 |
| | 株式会社地場工務店 |
| | 代表取締役 地場 亜紀子 |

建設工事請負変更仮契約書

(第2回)

1. 契約番号 5061000014
2. 工事名 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項

- (1) 請負代金額 金55,000,000円 (減額)
- 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金5,000,000円 (減額)〕
- (2) 工事内容 別紙のとおり

令和 6年 6月26日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部7
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

受注者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体

代表構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町井之上1511
商号又は名称 株式会社飯塚工業
代表者職・氏名 代表取締役 飯塚 潤

構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町金川原850-1
商号又は名称 株式会社地場工務店
代表者職・氏名 代表取締役 地場 亜紀子

(議決日) 令和 年 月 日

議案第 110 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 3,707,000 円(増額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)について、工事内容を変更する必要があることにより、契約金額の増額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 163,207,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | 山梨県笛吹市八代町南 755 番地 1 |

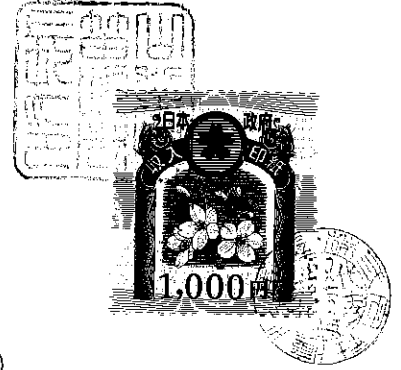
株式会社 滝沢電気

代表取締役 滝沢 真一



建設工事請負変更仮契約書

(第2回)



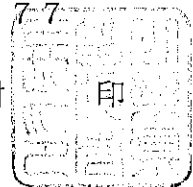
1. 契約番号 5061000011
2. 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項
 - (1) 請負代金額 金3,707,000円 (増額)
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金337,000円 (増額)〕
 - (2) 工 事 内 容 別紙のとおり

令和 6年 6月26日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者	住 所	山梨県笛吹市石和町市部777-7
	職 氏 名	笛吹市長 山下 政樹



受注者	住 所	山梨県笛吹市八代町南775-1
	商号又は名称	株式会社 滝沢電気
	代表者職・氏名	代表取締役 滝沢 真一



(議 決 日) 令和 年 月 日



議案第 111 号

変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))

御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結することについて議決を求める。

1 変 更 事 項

- (1) 契約金額 金 6,369,000 円(増額)(税込み)

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)について、工事内容を変更する必要が生じたことにより、契約金額の増額について変更契約(第 2 回)を締結したので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。

※変更後の契約内容

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務) |
| 2 工事場所 | 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金 320,969,000 円(税込み) |
| 5 契約の相手方 | タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事(機械設備)共同企業体 |

代表構成員 山梨県笛吹市御坂町尾山 323 番地 1

有限会社タナカ設備

代表取締役 田中 征志

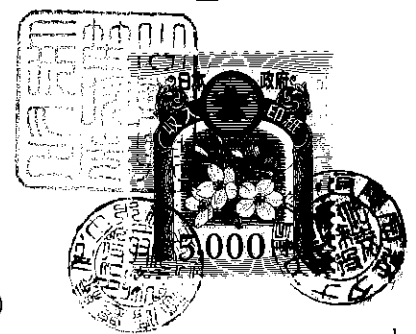
構成員 山梨県笛吹市一宮町小城 213 番地 8

株式会社佐野緑化土木

代表取締役 佐野 一弥

建設工事請負変更仮契約書

(第2回)



1. 契約番号 5061000051
2. 工事名 御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務)
3. 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
4. 変更事項



- (1) 請負代金額 金 6,369,000円 (増額)
- 〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 579,000円 (増額)〕
- (2) 工事内容 別紙のとおり

令和 6年 7月16日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
なお、この契約は仮契約であり、笛吹市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。但し、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 7年 8月18日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹



受注者 タナカ設備・佐野緑化土木御坂中学校校舎改築工事
(機械設備)共同企業体

代表構成員 住 所 山梨県笛吹市御坂町尾山323-1
商号又は名称 有限会社タナカ設備
代表者職・氏名 代表取締役 田中 征志



構成員 住 所 山梨県笛吹市一宮町小城213-8
商号又は名称 株式会社佐野緑化土木
代表者職・氏名 代表取締役 佐野 一弥



(議決日) 令和 年 月 日

議案第 112 号

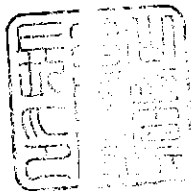
動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 御坂中学校備品購入(家具・電化製品) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 45,738,000 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町今井 185-2
株式会社小林事務機
代表取締役 小林 茂樹 |

提案理由

御坂中学校備品購入(家具・電化製品)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物 品 売 買 仮 契 約 書

1. 契約番号 5073000035
2. 件名 御坂中学校備品購入（家具・電化製品）
3. 契約金額 金 45,738,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 4,158,000円)
4. 品名規格等 別紙のとおり
5. 納入期限 令和8年1月8日
6. 納入場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
7. 契約保証金 財務規則第156条の規定により免除

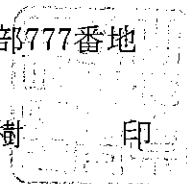
この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

(仮契約日) 令和7年8月18日

買受人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町市部777番地
		笛吹市
	職・氏名	笛吹市長 山下 政 樹 印



売渡人	住所又は所在地	山梨県笛吹市石和町今井185番地の2
	商号又は名称	株式会社 小川 事務 機械
	代表者職・氏名	代表取締役 小川 茂 樹 印



(議決日) 令和 年 月 日
(本契約日)



議案第 113 号

市道廃止について

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり市道を廃止したいので、
議会の議決を求める。

廃止路線

①

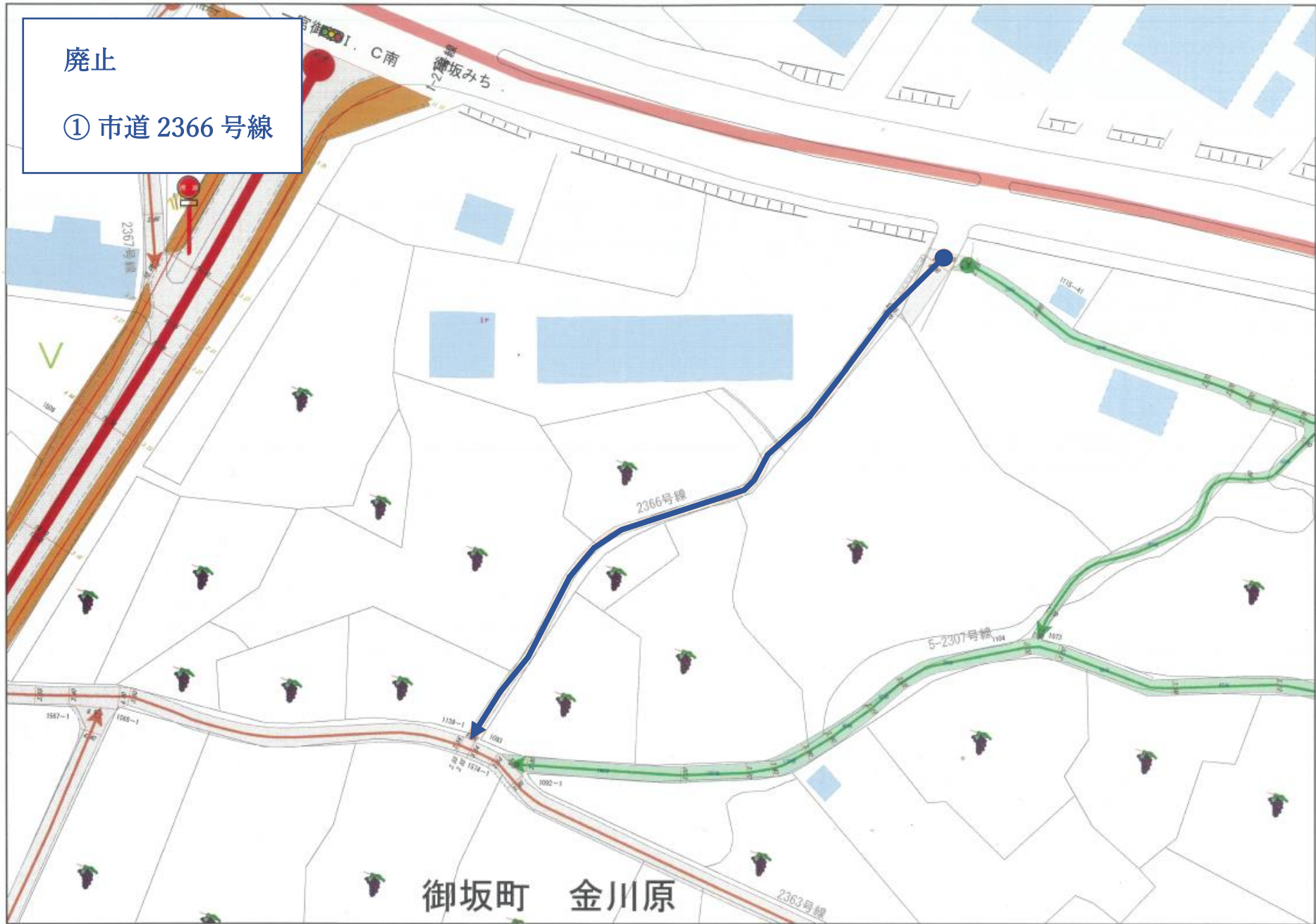
市道2366号線	起点	笛吹市御坂町金川原字大久保1108番地先	延長	135.02m
	終点	笛吹市御坂町金川原字大久保1093番地先		

道路任意図



廃止

① 市道 2366 号線



御坂町 金川原

1/1,000

0m 20m 40m 60m 80m